

平成 29 年度第 1 回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	<p>(1) 提案型民間活用制度（テーマ設定型）事業（平成 28 年度実施分）のモニタリング結果に対する評価について</p> <p>(2) 提案型民間活用制度（自由提案型）民間委託化提案の審査方法について</p> <p>(3) 「民間委託化提案 提案書」に基づくヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">① 提案 4 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">② 提案 2 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 提案 3 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 提案 1 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 提案 5 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p style="margin-left: 20px;">⑥ 提案 6 に対するヒアリング及び提案審査</p> <p>(4) 民間委託化事業の委員会採択</p> <p>(5) その他</p>
日時	<p>平成 29 年 7 月 20 日（水） 午前 10 時 00 分 開会</p> <p style="text-align: right;">午後 4 時 30 分 閉会</p> <p style="text-align: right;">（午前 12 時から午後 1 時 30 分休憩）</p>
場所	市役所本庁舎 6 階 理事者控室
出席者氏名	<p>藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員</p> <p>(事務局)</p> <p>秋元企画部長、青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、関谷担当主査、渡邊副主査</p> <p>(関係課)</p> <p>施設再編整備課 吉野主幹・松本担当主査</p> <p>産業振興課 吉川課長・戸井田課長補佐</p> <p>農業水産課 岡崎課長補佐・飯田主任</p> <p>道路管理課 岩澤課長・布田主幹・鈴木主任・西之宮主事</p> <p>公園緑地課 深瀬課長・塩川課長補佐</p> <p>建築課 小柴課長・成瀬担当主査・栗本主事</p> <p>健康増進課 前田課長・鈴木主幹・橋本主査</p>
資料	<p>平成 29 年度第 1 回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第</p> <p>資料 1-1 平成 29 年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（施設再編整備課）一式</p> <p>資料 1-2 平成 29 年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（道路管理課）一式</p> <p>資料 1-3 平成 29 年度提案型民間活用制度事業モニタリングシート（建築課）一式</p>

	資料2 提案④ 資料一式 資料3 提案② 資料一式 資料4 提案③ 資料一式 資料5 提案① 資料一式 資料6 提案⑤ 資料一式 資料7 提案⑥ 資料一式 参考資料1 事務事業評価表 参考資料2 タイムスケジュール 参考資料3 提案型民間活用制度委託化事業決定のプロセスについて
会議の公開・非公開	一部非公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	情報公開条例第5条第2号に該当（法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報） 情報公開条例第5条第3号に該当（行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報）

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それでは定刻となりましたので平成29年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を始めさせていただきます。改めましておはようございます。本日はお忙しいなかご出席いただき、また、本日は大変長丁場となりますがどうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、すでにメール等でご連絡はさせていただいておりますが、4月1日付で組織改正を行いました。昨年度まで企画部企画経営課行政改革担当でございましたが、4月1日より企画部行政改革推進室行政改革推進担当となりましたので、改めてよろしくお願ひいたします。

また、人事異動等に伴いまして、当課の体制も変わっておりますので、紹介させていただきます。

【職員紹介】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

また、本日の委員会につきましては、議題の案件ごとに事業所管課の職員も出席させていただき、案件の審議が終わり次第退席させていただきますのでよろしくお願ひいたします。それでは、会議に先立ちまして企画部長よりご挨拶申し上げます。

(事務局) (秋元理事兼企画部長)

改めまして、皆さま、おはようございます。企画部長の秋元でございます。
本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年度につきましては、提案型民間活用制度自由提案型について、平成30年度より実施する事業を決定していただくとともに、事業者を選定していくこととなります。委員の皆さまには専門的な見地に基づきまして様々なご意見をいただければと考えております。先ほど司会の方からも話がありましたが、10時から18時と長丁場となりますがよろしく願いいたします。以上挨拶と代えさせていただきます。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それではまず、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条第2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

また、本委員会の公開・非公開については、委員の皆さまに事前に確認をとらせていただいております。事業者のヒアリングを実施するため法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること、また、行政の内部的な審議を行うことから非公開事由に該当し、議題2より非公開で実施すべきと考えております。よろしく願いいたします。

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、藏田委員長をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。事務局から説明がありましたとおり議題2より非公開で実施となりますのでよろしく願いいたします。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというございますので、名簿順で松戸委員をお願いしたいと思います。

(松戸委員)

はい。

(藏田委員長)

それでは、松戸委員、議事録署名人をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに、議題(1)提案型民間活用制度(テーマ設定型)事業(平成28年度実施分)のモニタリング結果に対する評価について、事務局から説明をお願いいたします。

議題1「提案型民間活用制度（テーマ設定型）事業（平成28年度実施分）のモニタリング結果に対する評価について」

（事務局）（関谷担当主査）

それでは、議題1「提案型民間活用制度（テーマ設定型）事業（平成28年度実施分）のモニタリング結果に対する評価について」ご説明申し上げます。

提案型民間活用制度で実施している事業につきましては、受託者から提出された事業報告の点検、実施確認等を適宜行うことにより事業所管課が中心となってモニタリング及び評価を行うこととなっております。また、評価については、透明性、中立性及び公平性の確保の観点から第三者チェックを受けることとしており、本委員会がその役割を担うこととなっております。

今回委員の皆さまには事業者及び事業所管課が作成したモニタリングシートに基づき、事前にご意見をいただいたところです。本日お配りの資料1-1から資料1-3については皆さまから出た意見をまとめたものとなっております。また、資料の補足資料として事業計画書や報告書を添付資料とさせていただきますが、報告書については、年間の報告量は膨大ですので、イメージができるよう一部抜粋して資料とさせていただきますので、ご承知おきください。

大まかなタイムスケジュールといたしましては、参考資料2「タイムスケジュール」上にお示しをさせていただきますいております。1事業につき約20分を予定しております。本日は事業所管課も出席しておりますので、まずは、モニタリングシートに基づき、5分程度で事業所管課より報告をしていただき、その後委員の皆さまから質問事項を受け付ける時間を設けたいと考えております。

モニタリングシート上の委員コメント欄につきましては、現在委員個人の意見がランダムに記載されておりますが、こちらについては、最終的に公表し、また事業者にもフィードバックするものとなりますので、この委員会としての評価について、まとめていただければと思います。

事務局からの進め方の説明は以上です。

（藏田委員長）

ありがとうございました。それでは進め方につきまして説明がありましたが、質疑等がありますでしょうか。よろしいですか。では、今ご説明いただいた形でモニタリングを進めてまいりたいと思います。

では、事業ごとに評価を進めていきたいと思います。まず、資料1-1「公共施設等包括管理業務」について、事業所管課の施設再編整備課様から説明をお願いいたします。

「公共施設等包括管理業務」

（事務局）（施設再編整備課 吉野主幹）

平成29年度提案型民間活用制度事業モニタリングシートについて説明させていただきます。

まず、事業名としては、公共施設等包括管理業務となっております。

次に、事業の目的としては、エレベーターや自動ドア等の維持管理業務について、市内横断的に複数施設の業務を集約することで、スケールメリットを生かした、経費削減や事務の効率化を図ります。また、設備の維持管理における質の平準化、民間事業者のノウハウや発想を生かした、仕様に定める水準を超えた幅広い業務など、民間事業者による迅速かつ適正な設備点検を行うことで、安全・安心で効率的な施設の維持管理を図ることを目的としています。

予算・決算等の状況としては、平成27年度に包括委託をする前の決算額としては、15施設で、2,771,820円となっております。平成28年度からは、17施設で3年間の継続契約としておりますので、28、29、30年度の各年度の予算は、3,223,000円としております。

公共施設等包括管理業務における従事職員の工数としては、27年度までは、10課かいでそれぞれ契約等の事務を行っていたところですが、施設再編整備課で一括して行うことにより0.42人の工数となっております。

事業の進捗状況としては、28年度に行う予定の保守点検業務を行っております。

次に、「A基礎的項目」についてですが、モニタリング項目の「①人員・業務体制」「②人材育成」「③安全管理体制、個人情報保護」については、受託者、担当課ともA評価としております。「④継続性」については、受託者としては、B評価となっておりますが、担当課としては、今後の継続については、問題ないと判断しているためA評価としております。事業者がB評価としていることについては、今後業務を広げたい希望があるためB評価としていると聞いております。「A基礎的項目」については、適正に行われていると評価しております。

次に「Bサービスの提供に関する項目」についてですが、モニタリング項目の「①利用者等の満足度」「②サービスの質の維持、向上」については、受託者、担当課ともほとんどA評価となっておりますが、担当課として②の「利便性向上に向けた取り組み」の項目のみB評価としております。これについては、更なるサービスの向上への期待も込めてB評価としております。「Bサービスの提供に関する項目」についても適正と判断しております。

つづきまして、「Cその他に関する項目」についてですが、モニタリング項目の「①創意工夫」は、受託者、担当課ともA評価としておりますが、「②地域経済の活性化」については、メーカーによる点検業務が主の業務となり地域経済への直接的な活性化にはつながらない業務のため、C評価としております。

次に、総合評価としましては、包括委託による、市の事務の効率化や、維持管理の質の平準化など効率的な設備の維持管理を実現していると考えております。説明は、以上となります。

(藏田委員長)

ありがとうございました。ただいま事業所管課より説明がありましたが、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

事前に出した委員の意見については、これも含めて質問ということでもいいですか。

(藏田委員長)

それも含めてやりとりさせていただいて、意見交換してまとめるところなので、関係することもご質問をいただいて結構かと思います。

(川村委員)

委員の意見として書いてあるところではないですけども、この事業の目的がスケールメリットを活かしてという話を伺いました。何がスケールメリットなのかということも確認しなければいけないのかもしれませんが、執行額そのものを見ると、金額は27年度よりも28年度のほうが50万弱増えていますよね。すると、コスト面でのスケールメリットということにはつながっていないと思うのですけれども、目的であるスケールメリットというのは、どういうふうに出ているのかをもう一步踏み込んでお話してください。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

まず、27年度と28年度の金額の差については、施設数が違いまして、27年度は15施設で行っていたところ、28年度からは2施設の新築の建物が増えましたので、そこで金額が上がっているということです。スケールメリットにつきましては、今回は、実際、お金がどれだけ下がったかというのはこの比較ではできないのですが、包括して業務を行うことにより、市の業務としては、契約事務が1本にまとまるため、人件費の削減効果があります。事業者側としては、契約事務等を1社で行うことにより、事務量が削減できます。あとは、同じ業務を幾つか行うことにより、平準化など、仕様を同じくどの施設も行うことができると考えています。

(川村委員)

施設数が違うということで、金額的なものに差が出るというのはよくわかりました。あと、少し厳しい話になってしまうことをお許しいただきたいのですが、契約事務が一本化されるというのは、この包括のエレベーター、昇降機、自動ドア、シャッターについては確かにそうかもしれません。施設を持っている課というのは、ほかにも設備関係というのはいっぱいあると思います。当然のことながら、そこらは包括されていないのですから、個別に契約していると思います。全部一括でやれば、まとめている課が1本でやることによるメリットというのは大変大きいのかと思いますが、件数的には契約事務が1本にまとまって、随分仕事が楽になるという説明には、少し件数が少ないかなという気がしないでもないです。今回のモニタリングとしてはこれで十分なんでしょうけれども、今後の更なるサービスの向上に期待するという話も先ほど伺いましたけれども、より職員の事務を軽減するのであれば、そういつ

たサービスの向上もあわせて期待して、行政側としてはやってもらいたいと思います。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

今後のことですが、今回スロースタートで試験的に包括委託を行うということなので、3年間の契約の後に、消防点検や清掃委託など、その辺についても包括できるかどうか検討していきたいと考えています。また、清掃などは包括を行えば、もともと地元活用がされているとは思いますが、包括の中に地元活用という要素も含まれてくるのかなと思ひまして、その辺も期待しております。

(川村委員)

今の点はよくわかりました。今の話はアンケートでも出ていましたから、是非そうしてもらいたいです。

それから、違う話で、この事業は、資料を見ましても、受託者がさらに専門業者に委託していますよね。再委託ということになるのでしょうかけれども、最終的には再委託だろうが何だろうが、行政側の責任になりますから、その辺も管理上、大変注意しなくては行けません。再委託をするに当たって、きちっとやってくださいよ、みたいな注意事項は、所管課としては何かやっているのですか。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

再委託につきましても、1社に再委託というのではなくて、自動ドア、エレベーターが何社かありまして、そこを頭の元請業者が一括で担当しています。各メーカー、別々なやり方で行っては困るので、きちんと元請業者で管理していただくようにしております。

(川村委員)

わかりました。あとは、意見欄に書かせていただきましたがBの②の「業務水準の確保」の欄に、受託者からの意見として、「必要最低限以下の保守内容となっている業務がある」とあります。これは、必要最低限にっていないということだと思ふのですけれども、そういう保守内容になっている業務があるので、元請としてはおそらく自分たちが点検するということで品質を確保していると書いてあると思います。委託する行政側として、発注者側として、必要最低限以下の保守内容についてはどういう理解をしたのか伺いたいです。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

ここも受託者側の意見なので、所管課の評価と違う部分がありますが、基本的に仕様書どおりの回数の点検は行っております。確認はとっていないのですが、メーカー推奨として、年間にあとプラス1回必要とかがあるのかもしれないです。そこで「以下」という表現をされたのかもしれないですけれども、包括をする前から同じ回数の点検を行ってございまして、特に法的にも問題はないです。仕様書でも、包括する前と同じ回数で点検回数を示しておりますので、担当課として業務内容としては問題ないと思ひます。

(川村委員)

わかりました。

引き続いて、Bの②の「利便性向上に向けた取り組み」については、先ほど少し話をさせていただいたので、それは理解しました。

それから、Cの「②地域経済の活性化」ですけれども、受託者、担当課、ともにC評価です。C評価というのは、総合評価の下に書いている評価の基準を見れば、適切に業務を実施していないという評価になってしまっています。説明があれば、それもある程度納得できるのですけれども、受託者も担当課も書いているように、こういう理由であればそもそもこの評価をすること自体がどうなのかという気が私はするんです。今回の3件は全て同じ評価表ですから、こういう形が出ると思います。こういった「地域経済の活性化」という項目も、当然それに寄与しなくてはいけないという事業もあるので、モニタリングの項目として間違っているとは思いませんけれども、事業内容や性質に応じて、評価しないものがあったらいいのではないかという印象を持ちました。これは意見です。

(事務局) (関谷担当主査)

モニタリングシートの評価項目等につきましては、こちらの委員会立ち上げ前の組織体でシートを作成したという経緯もございます。今回初めて委員会として評価するということで、従来の経緯を踏まえた中で、今回こちらを使わせていただいているというところでございます。川村委員のほかにも、おそらく今回のモニタリングに関して、シートの評価項目等の部分についてのご意見もいただいているとこちらとしても認識してございます。モニタリングシートの項目等についても、今後、こちらの委員会の中でもご審議をいただきたいと事務局としては考えているところでございます。

(川村委員)

私は以上です。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

私から2点ほど。報告を紙媒体でやっているのを、電子媒体等、データを統一して保有できるような形にできないかというのが1点です。また、今の川村委員のご質問とも絡むのですが、地域の雇用効果等について、外注先が市外の事業者になっているということについては、ある程度妥当性があるものなのかなと思います。一方で、地元の商工や医療を含めていろいろな事業者がいらっしやる中で、果たして元請さんがおっしゃる使いやすい業者といたしますか、当然民間なので、そういう提案も含めての受託ということではあるのですが、地元の市民団体が関わるかというのはなかなか難しいかもしれませんが、業務細分化等を含めて、事業者として地域の事業者が関われるような雰囲気、工夫、改善の余地があるかどうかは、ぜひご検討いただきたいです。これは多分発注者側から言わない限りは、向こう側から出

てこないと思います。その点は少ししっかりと見ていく必要があるのかなと思っております。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

今回の業務内容としては、メーカーの業務が多くなってしまっているのが難しいところではありますが、今後この業務が広がっていくことによって、その辺についても考えていくように進めていきます。

(藏田委員長)

他にご意見はありますか。松戸委員、お願いします。

(松戸委員)

事前に資料でいただいたアンケート調査の中で、この業務はもともと行政でやっていた業務を民間に任すことによって、民間のノウハウを活用し、行政の事務量が減るところですけれども、アンケート調査の最初のところで、保健福祉課で「契約者との意思疎通がうまくできない。事務的な話をするのに時間がかかる」と書かれているのですが、具体的にはどういうことなのでしょう。このまま民間に任せるとき、その部分について回答できるようなことがあるのかどうかというところが1点です。あとは、川村委員、藏田委員長がおっしゃったとおりなので、その点だけお伺いします。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

このアンケート調査で出たところですが、もともと直接メーカーと担当課が契約していたところを施設再編整備課でまとめて1本で契約しているということと、もう1社、元請会社が入っていることにより、間に2つくッションが入っている状況があります。初年度なので、うまく連絡がとれていないところがあつたと感じております。29年度に関しましては、改善し、連絡体制についても元請業者と話し合つて、わざわざ担当課を通さなくても、直接連絡をとるように伝えております。

(松戸委員)

わかりました。ありがとうございました。

(山本副委員長)

私も考えていたのは同じです。何でそういうアンケートの意見が出ているのかなと思つたら、そういうことなんですね。今までは、各施設が直接エレベーターメーカーに何か不具合があつたらすぐ連絡をしていたのに、それをわざわざ1回施設再編整備課にいつて、そこから間の業者にいつて、メーカーにいつてということ、すぐ動いてもらえないということの問題があつたということですね。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

そこで施設側より不満が出たのですが、直接連絡をとれるような形で改善するようにしております。

(山本副委員長)

これからは迅速に動くことができるということですね。

(事務局) (施設再編整備課 吉野主幹)

はい。

(山本副委員長)

特に意見が多かったのが、保健福祉課や子育て支援センターのように、要は、どうしてもエレベーター等が使えないと困るという施設が多かったのも、どうなのかなと思いました。逆にサービスが低下しているのではないかなということも感じていたので、その辺、問題のないような形でうまく対応できればいいのかなとは思っています。

(藏田委員長)

ありがとうございます。ご質問よろしいでしょうか。

では、このまま委員会としての取りまとめに入ってまいりたいと思います。

今日配られた資料1-1の下のところにある委員の意見の中から、ピックアップするなど、委員会の評価として取りまとめしていくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今までのご意見の中で、例えば、この中で必要がないもの、もしくはこれを残しましょうというご意見があればいただきたいと思ひます。これはコメントの数に決まりはあるのですか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

特にないです。

(藏田委員長)

では、意見を集約するのは時間的に厳しい部分もあると思ひますので、今のやりとりを含めて、追加したい、もしくは疑問点は解消されたので特段記載しなくてもいいというご意見があればいただいて、なければ、そのままという形で進めさせていただきたいと思ひます。それぞれ書かれたものが多分おありになると思ひるので、その中で、追加、修正等があればご意見をいただけまででしょうか。

(川村委員)

私が書いたところで上から2番目、3番目、4番目は、説明を聞いてわかりましたから要らないと思

います。5番目は、事務局からお話がありましたが、市との関係でシートを見直すという話がありましたので、シートの話として結果を残してもらえればいいかなと思います。

(藏田委員長)

では、下から4番目の項目については、ここからは外して、モニタリングシートの改善ということにしましょう。あとは、意見交換の中で追加とかありますか。大丈夫ですか。

では、上からの2番目、3番目、4番目については削除させていただいて、5番目については評価シートの改善点として、この欄からは外した中での意見とさせていただき、残りは残しておくということでまとめさせていただきたいと思います。大変活発なご意見ありがとうございました。

それでは続きまして、次に進めさせていただきます。資料1-2「狭あい道路調査等業務」について、事業所管課の道路管理課様から説明をお願いいたします。

「狭あい道路調査等業務」

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

狭あい道路調査等業務の28年度実施分モニタリング結果及び評価について、道路管理課よりご報告いたします。「委託事業名」から「予算決算等の状況」についてはシートに記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

「A基礎的項目」のモニタリング項目「①人員・業務体制」「②人材育成」「③安全管理体制、個人情報保護」「④継続性」につきましては、業務計画書、報告書等書類を確認し、適切に実施していると認められるため、A評価としました。人員・業務体制については、業務計画書の「2. 組織図」があたります。事故発生時の対応マニュアルについては、業務計画書「3. 安全管理」の(1)安全管理基本姿勢及び(2)緊急連絡体制図があたります。

月末報告の実施、また早急な案件では、現地完了後速やかな報告を実施していることなど、迅速な対応は高く評価できるものと考えます。

「Bサービスの提供に関する項目」については、利用者等に対する接遇においては事業開始2年を経過していますが、地権者への自主後退協力要請におけるトラブルや市へのクレームは、1件も発生しておりません。十分な説明と丁寧な接遇によるものと考えておりましてA評価としました。「①利用者等の満足度」の「利用者等へのアンケート、ヒアリング調査」の項目はB評価としましたが、本制度の市民への周知が必要と受託者の意見にあるように、これについては今後の課題としたいと思います。

「Cその他に関する項目」の「①創意工夫」では、受託者意見にあるよう常日頃、専門的知識を有する従事者が現地踏査を実施している結果、効率よく効果的な事務処理ができているのでA評価としています。自主後退協力要請についても、以前のように測量及び工作物等補償算定のノウハウが不足している市職員が何度も現地調査を行う必要がなくなり、円滑かつ効率的に行えていると考えます。

「②地域経済の活性化」については、事業の性質上高い専門性が求められることや、対象が個人となることなどから、雇用の創出、市内団体、事業者等の関係性などの視点から、C評価としました。

総合的な評価として、この提案型民間活用制度を導入する前と導入後と比較すると、事業者が当該地の現地調査を行い、調査表の作成や、現地写真の納品、また、分かりやすい資料作成を行うことにより、狭あい道路担当職員が4人から3人に、時間外勤務についてもほぼ半分に減少するなど、職員の事務負担の軽減に大きな効果が出ている事業であると考えます。

なお、総合評価として、自主後退要請の成功件数が27年度と比較すると、減少していることが課題として挙げられますが、交渉物件の決定方法等事業者と協議し、改善を図ってまいります。

モニタリング結果に対する評価については、以上でございます。

(藏田委員長)

ありがとうございました。ただいま事業所管課より説明がありましたが、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

この事業のそのものの勉強不足で申し訳ないのですが、指標となっている「申請処理件数」という定義をつかみきれていないので確認したいです。委員意見欄の上から2番目にも書きましたが、自主後退協力要請というのは、個人的には非常に難しい仕事だと思っています。協力する市民はそうそういないのではないかと考えているんですけれども、そういった中で、この件数がもし協力した件数であれば、すごいなと思います。ご質問ですが、自主後退協力要請の対象としている件数は全体としてどのくらいと把握しているのでしょうか。それをもとに業者さんはやっているのでしょうか、行政としてどのくらいは対象があるのかという想定があるのでしょうか。

その次として、そのうち委託業者さんが実際に調査、要請を実施した件数は何件で、さらにそれを最終的に申請処理した件数は何件なのか、それから、ここには目標は300件と書いてあるのですが、全部で1,000件あるうち今回は300件と知っているのかとか、目標そのものの定義も知りたいです。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

申請及び自主後退要請の狭あい道路調査ということで300件を想定しております。28年度に業者で検討した件数が約120件。そのうち、協力要請を実施した件数については40件。最終的に処理ができた件数については28年度4件です。困難な案件をお願いしたので、そういった結果に終わってしまいました。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

道路管理課長、岩澤から補足でご説明申し上げます。

まず、狭あい道路整備事業に対しましては、狭あい道路整備要綱で対応しております。これは建築基準法第42条の2項の道路のセットバックについて、昔は建築基準法のみでやっておりまして、建築したら、もとの位置まで出てしまいますので、要綱を設けまして、また、まちづくり条例でも規定をさせていただいて、その部分について協力要請して、下がった分については購入させていただく、または寄附させていただくということでやっておりました。

その件数が結構増えてきたところ、今度は建築確認がないものについても対象にできないかということで、42条の2項の道路に対しましては、要綱の中に自主後退もあり、要は、建築確認を伴わないものについても購入できるという要綱になっておりますので、それを積極的にやるということについて、提案型民間活用制度で業者に委託しまして、より高い専門性の中で購入させていただくこととしました。

目標の300件については、過去の大体の申請件数が250件から300件の中で動いておりましたので、全体の自主後退と建築確認上の後退を含めて目標を300件にさせていただいています。実績については、目標の300件に対しまして、26年度が275件、27年度が268件、28年度は192件という推移がございます。

今回業者に委託していることについては、自主後退の営業、先ほど川村委員が言われたように、畑や駐車場等、要は建築に伴わない物件について目標にさせていただいております。ただ、27年度はそれでやらせていただいて、28年度はもう少し難しい案件があり、建築に伴わない家の庭先を買わせていただくというところに着目して業者に依頼をかけましたところ、先ほど布田が申し上げたとおり、少ない件数になってしまいました。今ご説明申し上げたとおりでございます。よろしく申し上げます。

(川村委員)

理解できなくて申し訳ないのですが、28年度の数字は先ほど120件、40件、実質4件というお話を聞いたのですが、ここの表に書いてある実績の28年度の192件というのはなんの数字か、もう一回教えていただきたいです。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

建築確認に伴うものと、自主後退等建築確認に伴わないものを合わせて192件でございます。

(川村委員)

では、実際に応じた件数ということじゃないわけですね。わかりました。

(藏田委員長)

その調査を行った件数ということなんですかね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

実際に契約した件数でございます。ですから、営業に歩いた件数はまだもっと上でございます。建築確認につきましては、まちづくり条例と市の要綱で縛りがかかります。ただ、それ以外のところも含めまして192件とか268件やらせていただいております。

(川村委員)

この表でいう「狭あい道路の調査等業務」というのは、建築に伴わないものについての事業ですよ。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

建築に伴う事業と伴わない事業と両方です。

(川村委員)

両方含んでいるんですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

両方入れております。

(藏田委員長)

内訳の数字とかがあるとわかりやすいかもしれないですね。

(山本副委員長)

そうですね。伴うものと、伴わないもの。特に伴わないものが一番大変だと思うので、その数値は後で欲しいですね。

(川村委員)

そうすると、今の件数で言う執行額の28年度の4,827,600円というのは、調査も含めた、委託料として払った数字ですよ。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

そうです。事務費がそのうちの4,557,600円です。自主後退要請については、報酬が1件62,500円に税をかけたものになりますので、それ掛ける4になります。27年度と28年度を比較して、執行額が少し減っているのは、27年度については成功件数が18件ございましたので、その分が減っています。事務費に関しては一定の金額をお支払いするという事です。

(川村委員)

引き続き、先ほどの包括管理と同じような意見ですが、Cの「②地域経済の活性化」について、受託者も担当課も地域経済の活性化は無理だと読めます。これも先ほどの答えと同じとは思いますがこの場で意見として、そもそもこれで評価することはどうなのかということは言っておきたいと思います。

(藏田委員長)

他にございますか。山本委員。

(山本副委員長)

先ほど話を聞いて、大体見えてはきましたが、28年度の自主後退の件数が少なかったのと業務報告書等を見た中でちょっと感じたところですが、自主後退をしていただくのは、選定する場所によって成功率が変わってくるかと思えます。出していただいた資料で見る限りだと、そんなに狭くても困らない行き止まりの畑の中とかが多いような気がしました。交渉した中で、相手の市民の方がおっしゃっている意見の中で、「うちは狭くても構わないから」という回答が結構見られたり、要は、通り抜けの場所ではなくて、数軒先で道も終わりだし、畑の中だからこれ以上先そんなに広くしなくてもいいからというような意見が結構見られたのかなと思います。場所自体も地図を見ると、そういうところがちょっと多いのかなと感じました。

実際、自分が市内を歩いたり、動いたりしている中では、もっと困る道あるよねというのをすごく私は感じていました。建築のときには確実に建築確認でセットバックをしていただくということがあるので、新しい家を建てる時には皆さん下がるけれども、こここのところ市内を歩いてすごく感じるのは、市内でも空き家は多くて、古い家がそのまま置いてあって、その家だけポコンと飛び出ているところも結構見当たると思うんですね。特に駅の周りに古くて空き家になっている家はすごく多くて、空き家対策も含めてのこともあるけれども、そういうところも含めて、本当に多くの方が通る道で困っている道をもう少し選定の対象にさせていただいたら、もう少し切実に感じてもらえるのかなと思います。選定の仕方がどうなのかなというのを、今回この資料を見た中で私は感じました。

あと、報告書の意見の中で、「市役所の人に来ないから」という話もありましたが、やはり市がそういうのを民間に委託していますということをきちんと伝える必要があります。モニタリングの中でも、受託者と担当課どちらも市民への広報について意見がありましたが、その辺をもう少し市が自主後退をどんどんお願いしているということ、それから、そういう業務を市の職員ではなく、民間に委託しているということをもう少ししっかりとアピールしていかないと、業者さんが来ても最初の時点で不信に思っ、「うちはいいから」という対応をされる方も多いのかなというのを少し感じましたが、いかがでしょうか。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

業者には、委託の身分証明書を出しているのと、広報という点では、年2回ある市民まつりにブースを出して、いろいろな方にこういう事業をやっていますということは宣伝させていただいているところ

です。また、ホームページに掲載したり、考えられる手は尽くしているところがございますが、まだなかなか浸透というのが難しいところがございます。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

畑とか駐車場とか、行き止まりのところについては、将来的なことも考えまして、少しでも、あそこは何で下がったかというのがアピールできるような形でやってございます。それから、茅ヶ崎市は狭い道が多くございますので、特に駅前等々であるのですけれども、そういうところにつきましても交渉には行っております。まず、小さい敷地の中で、庭先を50センチとか1メートルとられるということは、建て替えるのであれば、お庭を替えたりなどいろいろしてくれるんですけれども、建て替えがなくて、まず庭先が空いているからといって行っても、なかなか買えないということがございます。

それから、空き家につきましても、なるべくやるようにはしているのですが、空き家というのは地権者の関係があり、相続されていなかったりなど、いろいろ他の問題がございますので、なかなかうまくいっていないのが実情でございます。

(藏田委員長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(松戸委員)

私の方もほぼ山本委員と同じです。ただ、この業務自体が、業者が担ってうまくいくものなのかということについては、難しい問題が多く内在しているのではないかと非常に思います。ここでも、多分、委託した業者が了解をもらったところが4件ということだと思えるのですけれども、委託なので業者だけではないのかもしれないですけれども、この辺は業者だけに任せるとするのは難しいのではないかと感じるところでございます。感想でございます。

(藏田委員長)

それでは、意見の取りまとめに入ってまいりたいと思います。

上から3つ目については、前回と同じく、ここからは外して、モニタリングシートの改善ということでよろしいですか。

(川村委員)

はい。

(藏田委員長)

他は今ご意見いただいたようなことが網羅されているかと思えます。上から2番目は、意見として出

しておいた方がいいですかね。

(川村委員)

これは質問ですから外していいです。

(藏田委員長)

では、上から2番目は省かせていただきます。

他に追加等で入れておきたいことがありましたらお願いします。よろしいですか。

では、2番目を削除、3番目は別のところへ持っていくということで、それ以外は残すということでまとめさせていただきたいと思います。時間が押しておりまして恐縮です。ご説明ありがとうございました。

それではつづきまして、3つ目のヒアリングに移りたいと思います。資料1-3「市営住宅の修繕業務」について、事業所管課の建築課様から説明をお願いいたします。

「市営住宅の修繕業務」

(事務局) (建築課 小柴課長)

それでは建築課より市営住宅の修繕業務についてご説明いたします。

はじめに本市の市営住宅の状況について簡単にご説明させていただきます。

市営住宅は、現在全14団地490戸を管理しています。そのうち、市が直接建設した住宅は5団地331戸、民間の事業者が建設した建物を借り上げる借上型住宅は9団地159戸となっています。

直接建設型の市営住宅の多くは昭和40年代から50年頃に建設した建物となっており、施設の老朽化に伴う修繕等が多く、全ての修繕件数の約8割を直接建設型の住宅が占めています。

このような住宅事情の中、本事業については、市営住宅の修繕に係る業務を「入居者からの修繕依頼要望受付」から「修繕の実施」までを一括して業務委託し、効率的な市営住宅の修繕業務を実施するものです。

本事業実施前までは、入居者からの修繕依頼を市役所で受け付け、職員の訪問による現場確認を行い、業者へ修繕費用の見積もりを依頼するとともに、金額によっては複数事業者から見積もり等を取得するなど、修繕箇所毎に市の契約事務を行い、修繕手配を行っていたため、修繕に大きな時間と労力を費やしていました。本事業の導入により、民間事業者の知識や経験を生かした効率的かつ迅速な修繕の実施が図られ、修繕実施までの時間短縮による入居者の利便性向上と修繕に係る事務改善による業務の効率化が図られ、入居者及び市の双方に大きくメリットのある事業となっております。

次に、予算・決算の状況でございます。まず、事業費として平成27年度以降の予算額は年間2,500万円。内訳としては、人件費等の委託運営費が年間8,856,000円、修繕費は出来高払いで、16,144,000円、その合計となっております。

従事職員の工数を見ますと、本事業の導入前の26年度は、1.5人工に対し、本事業施行後の27年度からは人工を約半分の0.8人工に減じました。決算額は、27年度は24,999,759円、28年度は21,696,173円となっています。補足しますが、27年度24,999,759円のうち、修繕料としては16,143,759円、28年度21,696,173円の中の修繕料12,840,173円の決算となっています。

続いて、年間修繕業務件数についてですが、28年度の修繕実績の120件の背景をご説明いたしますと、27年度からの繰越案件が16件、28年度中の相談件数が186件、29年度へ繰越が5件となり、28年度実績は197件となっています。この197件は入居者からのすべての要望、修繕依頼、対応の合計となっています。そのうち167件が市負担、27件が入居者の自己負担、3件が借上型住宅のオーナー負担となっています。市負担167件の内訳といたしまして、緊急・一般的な修繕が108件、約660万円、退去に伴う明渡し修繕が12件、約623万円、この合計が120件ということとなっています。その他、残りの部分で、簡易的な補修等で受注者からの費用等の請求がなく完了したものが47件となっています。

本事業の初年度27年度は、修繕費用が割高となる傾向もございましたが、修繕現場毎に工夫を凝らし、コスト削減に向け努力をいただき、1件あたりの修繕平均額も本事業実施前と同程度の金額となる等、28年度は大きく改善が図られています。

モニタリングシートのA・B・Cの項目については記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

最後に事業評価につきましては、シートのとおり安全な管理・施行体制の構築と迅速かつ丁寧な入居者対応、業務水準や費用対効果の向上等、適切に事業を実施しているものと認識しています。入居者に対してもわかりやすい説明と迅速な対応に心がけていただいております、引き続き市民サービスの向上とコスト削減の取り組みを継続し、より質の高い事業の執行に努めてほしいと考えています。説明は以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。ただいま事業所管課より説明がありましたが、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

今のお話である程度理解できたのですが、修繕に係る市と業者さんの負担割合ですが、資料には、10万円以下の場合には、市に話さずに受託者が修繕し、10万円超の場合には、市に相談した上で受託者が修繕すると書いてあったのですけれども、今のお話ですと総額みたいですから、それ以上のものは今回はなかったのでしょうか、例えば、多額の修繕費がかかるようなものも、この事業の中で全部できてしまうのですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

そうですね。例えば、退去に伴う明け渡しに関しては、特に直接建設型の古い住宅などは、概ね100万円前後の修繕費用がかかります。それもこの提案型の中で執行しています。上限が130万円です。

(川村委員)

一応上限はあるわけですね。

(事務局) (建築課 小柴課長)

はい。

(川村委員)

それを超えたら別の予算でやるということですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

そういう形になっています。

(川村委員)

それがわかればいいです。

先ほど、公共施設等包括管理業務でも、更なる委託内容としてももう少しふくらむようなことも期待しているということが、施設再編整備課さんから話があったのですけれども、この事業についても、もう少し民間委託する部分がきつとあると思うんです。これはモニタリングとは関係ないかもしれませんが、その辺は担当課として何か考えていますか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

先ほどの施設再編整備課と重複する部分はありますけれども、市営住宅の中でも、消火器とか火災報知機などの消火設備とかエレベーターを設置している住宅がありますので、いわゆる法定点検、定期点検をこういう中に含ませることができれば、業務の効率化が図られるのではないかと考えております。

(川村委員)

入居者の関係がもう少し民間にできる部分があるのかなと思っています。例えば、入居者の募集だとか、そういった手続というのは、今、職員がやっているだろうと思います。その辺まで広げることも可能なのかなと思うのですけれども、そういった予定は今のところはないですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

委員おっしゃるとおり、入居者の募集や家賃を決めるための収入申告の事務などは、職員が行っております。もしそれを委託化するとすると、それは、指定管理者制度のレベルになります。今後、建築課としては、入居者の募集なども含めた指定管理者制度の導入を視野に入れた中で、当面は修繕の関係を提案型で行っていきたいと考えております。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

今の関係で、PFIなどの事業方式であるROを含めてということも考えられるかもしれないです。指定管理というやり方もあるかもしれませんが、PFI、PPPを含めて検討できるのではないかなと思います。他に意見はございますか。

(山本副委員長)

私の方で意見にも書かせていただいたんですけども、一応、今松尾建設さんをお願いしていて、この建築会社が全てを社内で行うのではなくて、いただいた資料をみると、業務の実施体制で、頭になる会社が各設備屋さんや、ガス屋さんなど、それぞれに対応する協力業者さんに発注をしているというスタイルをとっていらっしゃると思います。今、この中で協力していただいている業者さんが列挙されていますけれども、いただいたシート等の意見の中で、退去が重なるとどうしても対応が遅れるということを書かれている部分も見当たったので、協力業者さんをもう少し数を増やしてもらったらいと思います。その会社さんが自分の社員だけで全部やっているというわけではないのだったら、協力業者さんを広げていただくとか、退去に関してもっと早く対応していただける努力をお願いするなど、スムーズな対応をお願いするべきじゃないのかなということを感じました。

あと、実際に、退去は別にしても、住んでいる方が修繕等をやってもらった後に、その対応がよかった、悪かった、どうだったというような利用者アンケートのようなものをとってもらって、実際に修理をしていただいた方の意見を何かしら反映できるような仕組みにさせていただくと、この業者さんがちゃんとやっているかどうかというのをチェックするという意味でもいいと思います。利用者さんの意見をとれるような形を採用していただいて、モニタリング評価の時にその意見等をつけてもらえると、こちらとしては評価がしやすいかなということを感じました。

(松戸委員)

私の方は、この事業については、いろいろな視点で活用できて、民間に流していける内容ではないかなと思いますので、いろいろなルートとか決まり事もあるようですけども、ぜひ積極的に民間に任せていただければと思います。

(藏田委員長)

ありがとうございます。ご質問よろしいでしょうか。

では、意見の取りまとめに入らせていただきたいと思います。上から2番目と3番目は、ご質問で解決したかと思えます。

(川村委員)

解決しましたのでいいです。

(藏田委員長)

では、上から2番目と3番目は削除していただいて、今意見で出た、修繕の業務以外の関連業務への委託の拡大等についての取り組みの検討を進めるようにということのご意見を加えさせていただければと思います。

川村委員がおっしゃっていただいた、入居者関係の業務、募集、選定等々の業務などの民間委託、また、消防、消火器、エレベーター等の法定点検等なども意見交換の中で出ましたので、そういったような業務への拡大ということも含め、検討を進めていただきたいと思いますということで追加をさせていただければと思います。あとの意見は残すということで、よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。では、以上で意見の取りまとめとさせていただきます。

次に、議題2に入らせていただきたいと思います。ここからは非公開ということにさせていただきます。それでは、まず議事を進めていきたいと思えます。次に、議題2「提案型民間活用制度（自由提案型）民間委託化提案の審査方法について」事務局のほうからのご説明をお願いいたします。

議題2「提案型民間活用制度（自由提案型）民間委託化提案の審査方法について」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは、議題2「提案型民間活用制度（自由提案型）民間委託化提案の審査方法について」ご説明申し上げます。

本日はこの後の議題で、5月31日を期限としておりました、提案型民間活用制度自由提案型における提案募集において受け付けた6提案の採択についてご審議をいただくこととしております。

大まかなタイムスケジュールにつきましては、参考資料2「タイムスケジュール」をご覧ください。1つの提案につき約50分を予定しております。まず冒頭、事務局より提案の概要についてご説明させていただき、その後、事業担当課より提案に対する考え方等についてご説明させていただきます。事務局および事業担当課からの説明の後に、実際にご提案をいただいた事業者や団体の方にご入室をしていただき、提案に関する補足説明、委員の皆さまによるヒアリングを行っていただきます。事業者退出の

後、提案ごとに、各評価項目について意見交換を行っていただき、総合的な判断のもと、委員会としての採択・不採択のご議論をお願いいたします。

なお、全ての提案についての審査が終了した後は、各提案審査を振り返りながら採択・不採択を決定する時間を設けております。

資料つきましましては、提案ごとに提案書、提案補足資料、提案評価シートを1セットとして、資料2～7としてお送りをさせていただいております。そちらをご覧くださいながらご審議をお願いいたします。

また、A4横の提案補足資料につきましましては、表の左側には提案された事業内容、事業予算が、表の右側にはいただいた提案内容に合致すると考えられる、市が現在実施している事業名や事業目的、提案内容に置き換わると想定される事業内容や予算、当該事業に従事している職員数について記載し、下段には事業所管課の見解をお示しております。

評価の視点といたしましては、参考資料3「提案型民間活用制度委託化事業決定のプロセスについて」に記載をさせていただいておりますが、基本要件と企画内容の大きく2つに分類しています。基本要件といたしましては、制度の理解度、事業の理解度、業務遂行能力、行政責任の担保といった視点、企画内容といたしましては、実現性、市民の利益の観点からサービスの質、業務効率・コスト削減、地域の活性化、創意工夫の観点からは独自性や官民の役割分担等の視点より、総合的な判断のもとで評価をお願いいたします。

事務局からの審査方法についての説明は以上となります。長時間にわたりますがよろしく申し上げます。

(藏田委員長)

よろしく申し上げます。今の審査の進め方、評価項目等につきましましてご質問等ありましたらお願いいたします。この後の審査の流れの中では、枠組みの話はできないので、何か資料の見方や評価の視点などご質問等ありましたらお願いいたします。

(川村委員)

それぞれの提案に提案評価シートがあって、委員の意見欄があるんですけども、これは何か書かなければいけないんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

お送りした意図としては、事前にそちらにメモ等をとっていただく中でスムーズに進行できるのではないかとということで配布しております。なので、議論の中でのメモ程度にお使いいただければと思います。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。これは、最終的には委員会として採択か不採択かを決めるんですね。

(山本副委員長)

この事業を採択するか、しないかということで、提案されている事業の幅だとか、これよりももう少しこうしてほしいというようなことは今回の中には入らないということですか。出ている中身がいいか悪いかだけということでもいいですか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今回の提案型民間活用制度という制度になじむかどうかということです。また提案型ではなくて、別の手法などもあると思いますので、そこはご意見をいただければと思います。

(藏田委員長)

最終的な採択、不採択のまとめをしたものというのは公表されることになりますよね。だとすると、ちょっと気になるのは、100点満点のうち30点でもいいと考えるのか、100点満点のうち少なくとも60点ぐらいは適合していないと採択しないと考えるのか、いいところも悪いところも相対的な評価だと思うんですけども、その部分は、この委員の中でのレベル感を合わせておく必要は特段ないですか。

例えば、私はどちらかというとそういうのを進めるべきだと考えているので、進めるべきだと考える視点からすれば、少しでも可能性があれば、多少改善点はあるにしても、進めることを是としてというようなことでの意見を持っています。逆に行政的な視点から言うと、実現可能性なり、確実性というリスクを考えると、少しでもリスクがあれば採択すべきではないのではないかと意見もあるのかなと思います。最終的には総合的な評価ではあるので、総合的な評価で意見をまとめればいいとは思いますが、そこら辺は、何か審査する前の段階のすり合わせは必要ありますか。大丈夫ですか。

(川村委員)

結果的に総合的に評価するというですから、最終的には皆さん全会一致でということが原則だと思っているんです。どんどん民間にやるべきだとか、そうでなくて、無理じゃないかとか、いろいろな意見はあると思うんです。それは委員の議論の中でどこか折衷案をつくる必要があります。1人でも納得できず、最後までこれは無理だということであれば、全体の意見としては集約できなかったということですから、それは委員会の意見としてはどうなのかなと私は思っているんです。ある程度みんなが納得できるところが最終的な終着点かなと。納得できないというのであれば、それは全会一致にならないので、全会一致原則という考え方でいいですかね。どうなんですか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

もちろんそういう考え方で結構です。

(山本副委員長)

あとは、提案されている事業の内容、業務の内容というところで、それがいいか悪いかということの判断で、これよりもプラスアルファはまず考えないということでもいいですか。逆に、出ている業務が4つくらいあったとき、このうちの4つ全部は無理だけれども、3つくらいならいいんじゃないかとかという考え方もあるのかなと思うけれども、そのあたりはいかがでしょうか。この提案がいいか悪いかだから、1つでもダメなものがあるからやっぱりダメという話で持っていくのか、どちらでしょう。

(川村委員)

意見を言うてはいけないかもしれないですけども、経験で言わせてもらえば、これからプロポーザルをやるわけですね。何かこういった課題があるから、それについて皆さん提案くださいということでプロポーザルをやると思います。原則そういうことですよ。それを明確にしなくてはならないということがまず1つあります。それを今の話につなげると、プラスアルファはありだと思えますよ。例えば、さっきモニタリングの時に市営住宅の話がありましたけれども、あの業務にさらに、例えば受付業務だとか、入退室の管理だとか、そういったものまで入ってくれば、それはいいにこしたことはないと思うんですね。あるいは、今あったように、4つ内容があるけれども、1つは役所でやる業務じゃないから外すとか、そういったことを全部勘案して最後に決めなくてはならないんですけども、附帯意見として残すというのはダメですかね。4つのうちの1個は、これは行政の仕事じゃないから、これは外した上で採択するとか、これにプラスアルファ、何か違うものがあつたほうがいいんじゃないかということで採択するとか、そういう意識じゃダメですかね。

(山本副委員長)

私は、それをどうしたらいいのかということが聞きたかったんです。

(川村委員)

私はそう思うんですけども、ダメですか。

(山本副委員長)

そのあたりを決めておかないといけないかなと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

最終的には、当然市の行政改革推進本部本部会を通して決定という形になります。今回の審査については、審議会の皆さまからいろいろご意見をいただくことが趣旨でございますので、先ほど、そこはなしというお話はさせていただいたんですけども、確かに川村委員のおっしゃるとおり、そういう部分も附帯意見として本部会にかけるのはありだと思います。もしそういうご提案があるのでしたら、それ

は審議会の意見としては承って、最終的に、本部会に「こういう意見がございましたがそれを踏まえて決定してください」というところで諮るものであると思っていますので、その部分のご意見については、いただければと思います。

(藏田委員長)

今の確認としては、採択、条件付採択、不採択があって、いずれにしても全会一致でそれを決めるということによろしいですか。

では、そういう形によろしくをお願いします。

それでは、議題3「民間委託化提案 提案書」に基づくヒアリング及び提案審査に移ります。まず、「①提案4に対するヒアリング及び提案審査」を行うにあたり、事務局より提案概要について、事業所管課より所管課として感じる課題等についてご説明お願いいたします。

議題3「民間委託化提案 提案書」に基づくヒアリング及び提案審査

「① 提案4に対するヒアリング及び提案審査」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料2提案④となります。

本提案につきましては、現在提案型民間活用制度テーマ設定型ですでに実施している「市営住宅の修繕」に、市で実施している「市営住宅の管理」の一部である定期点検業務を併せて行う提案となっています。また、本市で行っている業務には入っていない「防犯パトロール」と「安否確認業務」をプラスで組み合わせることにより、安全・安心も確保するといった提案となっています。

事業予算につきましては、定期点検業務である「市営住宅の管理」の予算については、現在職員が年2回の点検業務を行っており、提案内容に該当する予算は特にございません。ですので、比較で計上する予算は「市営住宅の修繕」のみとなっております。

従事者数については、すでに本制度を活用している事業である部分は削減の見込みはなく、また今申し上げた点検業務に当たっている職員の業務は削減される可能性があることから「ごくわずか」とさせていただきます。

また、安否確認や定期点検を行うことにより、将来的に起こることが想定される業務の削減につながる可能性が期待できます。では、事業所管課の方から提案に対するご意見等につきましてご説明お願いいたします。

(事務局) (建築課 小柴課長)

提案4について、建築課よりご説明いたします。はじめに、これまで提案型民間活用制度として進めております「市営住宅の修繕業務」につきましては、先ほどモニタリング結果において説明いたしましたが、迅速な修繕と適切な入居者対応により、修繕に係る市への問い合わせが大幅に減少しており、順調に進捗しています。

本提案は、これまでの修繕業務に新たに管理的な視点を加え、市営住宅の安全かつ良好な維持管理を進め、入居者の更なる安全・安心の確保が図られる取り組みであると考えます。

具体的な提案内容として、「定期点検業務」と「防犯パトロール」につきましては、現在の業務において、住戸の修繕に係る対応は順調に進捗しておりますが、市営住宅団地内にある児童公園や自転車置き場、住戸以外の共用部分の主に物置や倉庫等については、危険箇所や修繕の必要な箇所等があっても業者へ連絡されることが少なく、住宅管理人等から市へ問い合わせがあり、職員が状況確認に出向き、業者へ修繕等の手配を行っていることや、破損している設備を職員の点検時等に発見し、修繕依頼を行っている状況となっています。これらのことを踏まえると、日常の定期点検や防犯パトロールを業者へ委託することは事務の効率化につながるとともに、危険箇所の早期発見や適切な施設の維持管理に非常に有効であるものと考えます。

次に、「入居者の安否確認業務」につきましては、平成29年4月1日時点の市営住宅の入居状況として、全入居者世帯の約54%が60歳以上の高齢者世帯となっており、そのうちの約66%が高齢者単身世帯となっています。

このように公営住宅の高齢化が進む中、国などにおいては、これまでも生活困窮者の孤立死等が不安視され、公的住宅の孤立死防止対策等の必要性が示され、市の市営住宅ストック活用計画においても住宅セーフティネット機能を強化するため、福祉施策と連携した生活支援などの取り組みを進めているところです。

これらのことから、提案をいただいた入居者の安否確認業務は、認知症の早期発見や孤立死の防止、地域の見守り活動との連携拡充等、入居者の安全・安心の確保に大きく貢献するものと考えられます。

事業化の方向性としましては、現行の「市営住宅の修繕業務」に、防犯パトロール、定期点検業務、入居者の安否確認業務などの「市営住宅の管理業務」の一部を加えることは、老朽化が進む施設の的確な整備・保全による安全で快適な生活環境を確保するとともに、ファミリー世帯や高齢者世帯などの様々な世代の入居者が安心して生活できる環境の確保に、民間のノウハウを活用しハード・ソフトの両面から対応するもので、有効な業務委託であると考えております。課題といたしましては、事業費がこれまでよりも増加していることから事業費の更なる精査を期待したいと考えております。説明は以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等がありますでしょうか。

最後、課題としておっしゃったところをもう少し詳しく説明していただけますか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

資料2の3枚目の下のほうに年間予算額として25,561,600円とございます。現状の提案型で行っている業務だと2,500万円なので、56万円ほど、付加業務が増えることによって追加経費としてあがっているところですが、先ほども申し上げたとおり、もともと今の業務そのものが、我々の視点からすると割高な感覚がございます。この辺の付加業務につきましても、それほど極端に経費がかかるものではないなというイメージを持っているものなので、少なくとも現在の2,500万円の予算以下でこの付加業務をやっていただけると、経費的にも有効なのかなというところがございます。

(藏田委員長)

わかりました。

(山本副委員長)

今までは住宅の修繕として2,500万円で、今回の提案の中には定期点検等が入っていて、そうすると、先ほどおっしゃっていた、住宅ではない部分の補修や自転車置き場などの補修業務だったり、消防点検など、そういったほかに出しているものをここに含めるということですよ。そうすると、今までゼロだったものが増えるということではなくて、2,500万円とは別に出している業務の金額をこの中に入れますよという形ではないのですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

いわゆる法定点検は、この提案事業を見る限り入っていません。ここで業者さんが言っているのは、自主的に団地を見回って、設備や施設で不具合がある、例えば、側溝の蓋がとれたとか、そういうようなものを点検して、修繕料で修繕するというような内容になっています。委員がおっしゃるとおり、法定点検を委託すれば、単純に法定点検委託分の別途かかる費用を足し込むような形になると思います。この提案では、法定点検の分は入っていません。

(山本副委員長)

定期点検業務というのは、法定点検とかじゃないということなんですね。

(事務局) (建築課 小柴課長)

はい。したがって、先ほどモニタリングでも申し上げたとおり、法定点検を含めてこの事業を拡大することで、更なる業務の効率化が図られる観点があるのかなと思っていますので、もしこの事業が採択ということであれば、その辺のところを詰めていきたいと思っています。

(松戸委員)

費用についても、人工だとか、かかり過ぎたとか、よくわからないので、561,600円付加していますけれども、それが180件で多いか少ないかという判断がしにくいと正直思います。どのくらいやるのかなど。何となくやるのか、決まって人をつけてちゃんとやるのか。

(藏田委員長)

今、松戸委員がおっしゃったような、今ここで提案されているものについて、どのくらいの人工がかかるのかという積算の妥当性などを評価するのに、例えば、数字なり実績なり、何か市で参考になるような、比較できるようなものはあるのですか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

まず、施設の定期点検につきましては、今、年に2回、職員が実施しているところです。施設ごとに報告書をつくって提出をしていくというような対応をしています。

(藏田委員長)

では、今回のような形でのものは実質的にはやっていることはないのではわからないということですね。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

はい。定期点検業務というところで、その業務がカバーされれば、その分の職員負担というのは削減されるのかなと思います。

(藏田委員長)

他によろしいでしょうか。それでは、今のご説明と質疑応答の内容を踏まえて、提案4のヒアリング及び提案審査に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局にお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

お待たせいたしました。ただいまから提案4に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。一応目安で事務局で手を挙げますので、挙がり次第、ある程度まとめていただければと思います。あまり長くなるようでしたらこちらでストップをかけさせていただきます。その説明の後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようご注意くださいと思います。

それでは、提案書の補足説明ということで説明をお願いいたします。座ったままで結構でございます。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答ということに入ります。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(松戸委員)

安否確認業務の関係で、各種住宅の管理人の方々などからアンケートを実施した上で、希望者に対して行うということですが、事前のさまざまな接触機会が多く、その優位性を活かしたという点を踏まえた中で、安否確認業務に対して今時点で想定している人数があれば教えていただきたいです。

(提案者)

今、把握している高齢者の方を対象にさせていただこうかなと思っています。高齢者でひとり暮らしの方が大体160人いらっしゃいます。高齢者のみの世帯が240世帯ございます。その方たちにアンケートを実施させていただいて、ご希望される方は週1回連絡をさせていただこうかなと思っています。

(松戸委員)

ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(川村委員)

事前にいただいている提案書について何点か確認させてもらいたいのですが、まず、今の説明でありましたが、防犯パトロールは夜間ということでもいいですね。

(提案者)

当初、昼間と考えていたのですが、昼間では意味がないと考えまして、夜間にパトロールをさせていただきたいと思っています。

(川村委員)

夜間ということですが、「建物の定期点検業務」の中には、定期的なパトロール等により不具合や危険箇所の早期の発見につなげたいと書いてあるんですけれども、定期点検と防犯パトロールの関係というのは、夜間でもつながるものですか。

(提案者)

定期点検は年2回別にやらせていただきます。夜間の防犯パトロールは、夜でないと見えない部分がありますので、2週間に1回、施設を巡回させていただいて、夜に見える不具合を2週間に1回ずつチェックをさせていただきたいと思っております。

(川村委員)

それから、安否確認についてですが、ここには、もちろん希望者でしょうけれども、月1回の電話と書いてあるんですけれども、今のご説明だと週1回と言ったように聞こえたんですけれども。

(提案者)

最初に社内で話し合った中では、月1回ということだったのですが、いろいろ検討していく中で、月1回ではスパンが長過ぎると思ひまして、1週間に1回連絡して対応させていただきたいと思っております。

(川村委員)

今の話ですと、ひとり暮らし160名、高齢者のみ世帯が240名なので、最高で400件ということが想定できます。月1回と週1回だと相当電話料にもかかわってくるんですけれども、金額的な見直しについては、今説明にはありませんでしたが、この金額の内容でいいということなんですか。

(提案者)

希望者を募りますので、想定の中では全ての方がやってほしいと求められるとは思ってはいないので、ニーズを考えながら、1週間に1回を、スケジュールを崩さないようにしながらやっていきたいと思っております。

(川村委員)

想定人数は、見直し前も見直し後も変わっていないでしょうけれども、件数はあきらかに4倍になるわけですが、それでも金額には影響しないということでしょうか。

(提案者)

金額は変更なく進めさせていただきたいと思っております。

(川村委員)

この3つの新たなサービスをつけ加えることによって、561,600円の費用がさらに上乗せになるわけですが、おそらくこれは消費税を除けば、その後の事業そのものは52万円でやるという意味ですよ。

(提案者)

はい。

(川村委員)

どこまで言えるかわかりませんが、52万円という内訳はあるわけですよ。

(提案者)

安否確認業務や、年2回の建物の定期点検等は、今行っている業務の中で、弊社の設備もスタッフも対応はできる状況でございますので、そこに金額は入れていません。ただ、夜間防犯パトロールに関しては、夜であり、夜7時から始めようかなと思っております。そのときに、弊社スタッフ2人で夜間見回るという形で、大体1施設を2週間おきに回ろうかなと思っております。市内には12施設ございますので、1カ月にしますと、24施設、24パトロールになります。それを1年間で掛けますと288パトロールになりますので、そこで52万円の金額を割算させていただいて、人件費として2人で回っても1,900円ぐらいみさせていただければありがたいなと思っておりました。

(川村委員)

今12施設とおっしゃいましたが、先ほど担当課で聞いたときには、市直営が5団地で、民間借上が9団地と聞いたような気がして、14施設あるように思うのですけれども。

(提案者)

その中で、コンフォール茅ヶ崎浜見平はURさんが管理されている建物でございますので、そこは除外させていただこうと思っております。あと、小和田住宅に関しては建設予定地になっておりますので、そこは除外させていただこうと思っております、それを引いた建物が12施設という形で考えております。

(川村委員)

なるほど。防犯パトロールですが、茅ヶ崎市の状況をよく知らないで質問するのは申し訳ない

ですけれども、よく自治会だとか市民団体さんなど、茅ヶ崎市の市営住宅のそういう団体さんがあるかどうかわからないですけれども、週1回ぐらい防犯パトロールをやっている市民団体さんは結構多いと思いますが、そういったものは把握なさっているんですか。

(提案者)

そういう団体とは全然絡みはなく、私どもが考えておりますのは、施設の中を入らせていただいて、例えば、地域の防犯パトロールの場合は道路だけを回っているような形ですが、私どもは敷地内に入らせていただいて、不審者がいるかいないかとか、何か設備のところで不具合がないかというところまで見させていただけるとありがたいと思っております。そういう意味で、会社として動かさせていただこうかなと思っております。

(川村委員)

これは、行政側に聞く話かもしれないですけれども、「安否確認」について、提案書の中に各市営住宅の管理人の方などからアンケートを実施と書いてあるのですが、管理人という方はいるのですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

団地ごとに入居者の代表者を年に1回決めて、その方を管理人と言っています。例えば施設の不具合があったときなど、市からその管理人に伝えて、それを入居者に伝えるという役目をしています。

(川村委員)

アンケートは管理人からとるわけじゃなくて、個人個人ですよ。

(提案者)

そうです。建築課さんといろいろお話しさせていただいた中で、どのような形がベストか考えたいと思っています。

(川村委員)

了解です。

(事務局) (行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

すみません。先ほど高齢者数のお話で、委員より160名と240名で最大400件というお話があ

りましたが、高齢者のみの世帯が240世帯で、そのうち160世帯が高齢単身世帯という形になります。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

修正をお願いいたします。他にご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、質疑応答を終了とさせていただきます。

それでは以上をもちまして、委員による提案4に対するヒアリングを終了いたします。

お疲れ様でした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でございましたが、事務等の都合により、9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしくをお願いいたします。提案者におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。本日はお疲れさまでございました。

(提案者)

どうもありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。では、提案の審査に入らせていただきます。

各項目ごとに評価をしていただいてということになります。評価シートの「基本要件」と「企画内容」について、それぞれ評価できる点、できない点を含め、意見を出していただいて、最終的に総合的な評価で、採択、条件付採択、不採択を決めるということになるかと思います。

まず、簡単なほうからいきましょうか。「基本要件」のところですね。「制度の理解度」「事業の理解度」「業務遂行能力」「行政責任の担保」について、評価の視点がそれぞれ挙がっておりますけれども、「趣旨や目的に沿った提案か」「現状と課題を把握した提案になっているか」「提案事業を担う体制・能力があるか」「守秘義務等をしっかりと、行政責任が損なわれない体制に、業務提案になっているか」というところがございます。この点については、何か問題ございましょうか。

(山本副委員長)

この点はいいんじゃないかなと思います。

(藏田委員長)

この点はいいですかね。この点については概ね良好ということによろしいですね。

次に、「企画内容」のほうです。大きくは「実現性」「市民の利益」「創意工夫」というところですね。それぞれいってみましょうか。「実現性」について、「実施方法が妥当か」「具体的で実効性のある提案となっているか」という点ですけれども、この点はいかがでしょうか。

(川村委員)

1点だけ。「官民の役割分担」という話かもしれませんが、防犯パトロールについて、もし採択となれば、税金をかけて、防犯パトロールをやるということになるわけですね。

(藏田委員長)

そうですね。公費を入れるということになります。

(川村委員)

防犯パトロールは、先ほどのお話のとおり、ほとんど自治会などがボランティアでやっている中で、ここに、たとえ52万円でもお金をかけることによって、他のところから、「うちも52万にしてくれよ」という話は、市民感情としてあるような気がするんですね。防犯パトロールをほとんどがボランティアでやっている中で、お金をかけることについて、特に専門性が高いとか、どうしてもその団体でないと、この地域は防犯パトロールできないよということだったら、それは理解できると思うんですけども、官民の役割分担という観点からすると、その後の影響が大きいかなという気がしないでもないということがあります。それから、安否確認についても、行政として福祉関係で、いろいろ安否確認の仕事はやっていますよね。それとかぶらないですかというのが気になります。

(山本副委員長)

一応、高齢者の単身なら、民生委員さんが定期的に必ず回っていますよね。

(川村委員)

安否確認はお金をかけないということですから、そこは一緒になってやってもいいかなと思いましたけれども、防犯パトロールにお金をかけるのはどうかなと思います。

(山本副委員長)

施設点検と併せて防犯パトロールをするならわかるんだけど、防犯パトロールを夜間にやって、経費は全部パトロールの分ですと言われると、ちょっと違うかなと思ってしまいますね。

(松戸委員)

私も同じ意見で、防犯パトロールは定期点検の業務に併せるのであればいいのですが、今の話だと、

定期点検業務と、安否確認業務については、今までの費用の中でやるけれども、費用から除外して、防犯パトロールの人件費の部分だけ別に見てくださいという話だったので、川村委員からも意見がありましたが、どうなのかなと思います。あと、今までの委託の中で、建物定期点検業務というのは、そもそもやっていたということの理解でいいんですか。自主的にやっていたということですか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

気づいたところがあれば、報告いただくというようなことはありましたが、しっかりと定期報告書として点検を行うというような施設管理上の面からのということには至っていませんでした。

(松戸委員)

これは年に2回、全棟しっかりやられるということですが、前のままで、費用はかけませんでいいのかなどうか、逆にそっちのほうはどうなのかなと思います。恐らくこっちは12施設の24回、しっかりやられると思うので、防犯パトロールと、建物の定期点検の担う重さというか、何て言うのかな。

(山本副委員長)

逆に点検をしっかりしてもらったほうがいいですね。

(松戸委員)

そうだと思うんです。むしろ民間の技術を活かすのは、建物の定期点検のほうであって、防犯パトロールと安否確認のほうは、それに付随してくる業務なのではないのかなと思います。

(藏田委員長)

どうまとめていきますかね。

(山本副委員長)

今所管課が年2回定期点検をやっているんですよね。それは職員が実際に現場に赴いて、シートをちゃんと活用してやっているわけですよね。その分をこっちへ移すことができるという話ですね。

(事務局) (建築課 栗本主事)

説明させていただきます。年に2回職員で行っている点検ですけども、項目に基づいて点検します。修繕箇所がある場合は、それをまとめて今の業者さんをお願いしています。業者さんのほうも日々の入居者からの修繕依頼などの対応にかなり追われていまして、年2回の点検による修繕がなかなか行われない状況で、翌年の点検になって、まだ直していなかったねということが長年あります。業者さんに年に2回の点検をお願いすることによって、点検から修繕までがスムーズに行われるのかなということも期待できます。

先ほど山本委員がおっしゃっていたんですけれども、現在自主点検みたいなものはやってはいなくて、現場に行って、気がついたらコンクリートの破損を直しましたとか、そういうのが年に数回あるだけです。今年度に入って、つい最近の話ですけれども、グレーチングという金属でできた溝の上の蓋にちょっとすき間があいていて、そのすき間が斜めに切ってあって、トゲトゲになっている状況があり、そこに小さい女の子が足を突っ込んでしまったという入居者からの連絡を受けて、すぐ動いたということがありました。そういうことも、定期的な点検により、スムーズに修繕につなげるということで事故も防げる、より安全・安心な住宅を実現できるということは期待できていると思っています。

(川村委員)

同じような話ですけれども、今、公共施設の総合管理計画をどこでもつくっていて、おそらく茅ヶ崎市さんもつくっていらして、その中で長寿命化というのはきっと課題にはなっていると思います。どの辺まで進んでいるか、私は把握していませんが、それには寄与するのではないかと思います。今の話のとおり、事後保全ではなくて、予防保全にチェックシートまで使って定期点検をやるというのは、長寿命化にも寄与する話だと思います。これは、他の委員もおっしゃっていましたが、まさに民間の専門性の力を発揮していただくいい話だと思います。ただ、全体の総合管理計画の中で、市営住宅に関しての扱いがどうなっているかは把握していませんが、それとの兼ね合いで、そちらのほうで市営住宅も含めて全部まとめた計画になっているというのであれば、そちらの計画に乗せてもいいと思います。そういった計画が進んでおらず、ここはそういった危険性があるのであれば、先行して長寿命化の一つの策として、チェックシートによる定期的な点検業務というのはあっていいと思います。

(藏田委員長)

全部採用ということは多分ないのかなという感じがしますね。具体的な提案内容としては、「防犯パトロール」「建物定期的点検業務」「安否確認業務」の3つが提案をされているので、その中で「定期点検業務」については、民間の能力を活かすことができるのではないかとということですね。

「防犯パトロール」と「安否確認業務」については、既存の行政の事業なり、ほかの地域団体等とのバランスから考えて、今回の民間提案として民間の専門性を活かす、効率性を活かすという意味においては、やや疑問があるということではないですかね。

(山本副委員長)

あと、点検も点検だけでなく、本当は1本点検しました、報告しましたで終わりではなくて、それをすぐ修繕していくということで、一つの流れの仕事にしたほうがいいと思うんですけどね。

(川村委員)

今の業者さんがやればそうなるんですね。違うところが担うとすると難しいかもしれません。

(藏田委員長)

そういうところがありますよね。

(山本副委員長)

本当はセットで1つの事業にしたほうがいいのと思うんですよね。そのほうがスムーズに動くと思います。難しいですね。この提案をこうやって変えて、これならいいと言いたいくらいなんだけど。

(川村委員)

もともとの仕事をもう一回なしにするというわけにはいかないですよ。今、発注している市営住宅の修繕業務というのを来年はなしにして、修繕業務も含めて、定期点検業務も含めて、セットにしてプロポーザルでやるというわけにはいかないですよ。

(事務局) (建築課 小柴課長)

それも含めて公募をするという形が可能じゃないかなと思います。

(川村委員)

今の市営住宅の修繕業務というのは、単年度契約なのですか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

3カ年で、今年度が最終年度になっています。

(川村委員)

それでは、セットでプロポーザルをやることは可能ですね。

(事務局) (関谷担当主査)

提案内容に記載されているのですが、既存の提案型を活用している「市営住宅の修繕業務」については3カ年で、今年度が最終年度となります。なので、既存の業務にさらに追加するという事で、追加内容が提案内容として記載されています。

(山本副委員長)

今は居住部分だけのことで事業としているけれども、居住部分だけではなくて、周り全体の施設点検と修繕をセットでというもっていき方でいいのではないのでしょうか。

(川村委員)

それでいいと思います。

(藏田委員長)

残り2つの「防犯パトロール」と「安否確認業務」はどうでしょうか。

(山本委員)

お金をかけることじゃないと思います。

(川村委員)

これは、役割分担からして、できれば、民というか、地域の人に担ってもらいたいなという気持ちはありますね。

(藏田委員長)

地域の市民の方々の努力に任せたいということですかね。

(川村委員)

高齢者のひとり暮らしの見守りのようなことは、現行制度の中でお金をかけなくていいんじゃないかと思います。両方で仕事をやることになってしまいますからね。

(藏田委員長)

ダブルでやることになりますね。ということで、大きな方向性としては、「定期点検業務」に現在の修繕の業務をあわせて、まとめた業務としての民間提案として公募していくという方法が望ましいということですかね。

(事務局) (建築課 小柴課長)

業務の効率化に寄与されることなので、所管課としては問題ないと思います。

(川村委員)

担当課の意見ですと、パトロールも安否確認も是非いいと書いてあるんですけども、ここでの意見だと、そこまではやらなくてもいいんじゃないかということですが、それは一緒にやってほしいという気持ちはいかがですか。

(松戸委員)

費用をかけてもやりたいですか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

費用のところには課題があると思います。ただ、実は、我々もこういった時間帯でやっている関係もありまして、なかなか夜間、施設に目が届かないということが現状としてあります。今、老朽化して、これから建て替えをしていくため、政策的に空き家をつくっているような状態があるんですけども、そういったところに夜になると若者がたまってしまったりとか、そうではないようなところでも、夜に施設にいたずらがされていたりとかがあります。なかなか夜間行政の目が届かないという中では、この提案を見た中で、そういう視点はいいなということがありました。あと、施設内の電球とか、そういったものも夜でないとわからないような状況もあるので、防犯パトロールという形でなくても、点検が夜も入るとか、そういうような形で、夜間に業者さんの目を入れてもらえると安心につながるかなというところは所管課として思うところがあります。

安否確認につきましては、民生委員さんの見守りであったり、今、福祉のほうでもいろいろと事業が進んでいるところであります。そういったところを積極的に活用されている方もいるのですけれども、閉じこもってしまう方も中にはおまして、そういった方たちが少しでも改善されればというようなことがあります。また、認知症の方の早期発見とか、そういったものにも、入居者の使う、使わないというところからのスタートだと、そういう発見は難しいですけれども、我々のほうから、こういった方を見てほしいというような依頼で動いてもらうとか、また、親族からの依頼で動いてもらうとか、事業のやり方によっては、それも一つの最初の入り口としてはいいのかなと思います。それがきっかけで、地域の福祉のほうにつながっていけばいいのかなと思うところがあります。

(川村委員)

今の話ですと、夜間については、他に説明できる材料があればいいと思うんですね。他の施設とは違ってここは集合住宅で、夜、若者がたまったり、壊されたりするからなど、説明ができれば、それはありだと思うのですけれども、ひとり暮らしの高齢者などの安否確認は福祉のほうでもやっているんですよ。それとダブっちゃいませんか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

今は、見守りの希望があったり、見守りが必要だという状況があつてから、民生委員さんからの声かけというのが始まっていると思います。

(松戸委員)

結局、希望の人だけだからやっていることは同じで、希望しない人の見守りはできるのかなということ

ころが気になります。

(山本副委員長)

あと、本人が希望しない人の見守りをお願いしたときに、責任問題をどうするのかと私は思いました。電話をしてくれるとお願いしたのに亡くなっていましたと。お願いしたのに何で見てくれなかったんですかと言われたときに、どう対応するのかなど思いました。

(松戸委員)

希望しない人の見守りをこの提案に入れるのは困難じゃないのかなと思います。先ほど言ったように、希望する者であれば、民生委員さんなどもあるし、業務が重複してくるのかなと思います。

(藏田委員長)

担当課の担当者の方がおっしゃるところのいわゆる福祉に落ちない部分での対応を、市営住宅を管理する立場から、何かケアしたいという思いはすごく大切だと思います。山本委員がおっしゃったとおり、役割なり、責任なり、その範囲で考えたときに、いきすぎてしまうとよくない、というところですかね。

(山本副委員長)

実際、市営住宅にいる人は様々な事情を抱えている人が多くて大変なので、責任問題が危ないと思います。

(藏田委員長)

そこら辺は、今やっぺららっしゃる民間の業者さんの専門性もあると思いますよね。それなりに専門的なトレーニングなり知見なりがないと。

(松戸委員)

こういう業者の方が福祉の専門性が高くて、ノウハウを活かせるかといったら、ちょっと違うかなと思います。

(山本副委員長)

何かあったときはちょっと危ないんじゃないかなと思います。

(藏田委員長)

まとめると、「防犯パトロール」という名前をつけると、多分ほかとのデマケの関係で難しくなるので、夜間の点検等の取り組みを含めてというようなことで考えれば、一定の妥当性はあるんじゃないか

ということですね。また、担当課としても、その部分は見ておきたいし、手が届いていないということであれば、民間の時間外も含めてうまく対応してもらえればということはあるということですね。

「定期点検業務」はいいですね。

「安否確認業務」については、もろもろ含めて、少し難しいかなということですかね。

「防犯パトロール」の名称を変更してください、みたいなことは言えないですよ。どうやってまとめたらいいでしょうか。

(山本副委員長)

「防犯パトロール」ではなくて、建物の定期点検として、電気は夜間じゃないとわからないわけだから、日中だけじゃなくて、年に何回かやる点検回数の中に夜間の点検を1回入れるような形を義務づけてやってもらえれば、その辺はクリアできるのかなと思うんですけども。点検項目に、電気がきちんとなついている、ついていないをいれるとかすればいいと思います。

(藏田委員長)

ということで、第1項目「防犯パトロール」と第2項目「定期点検業務」を採択として、第3項目「安否確認業務」は採択しないと。第1項目については、今申し上げたように、「防犯パトロール」という名称ではなくて、「夜間建物点検の実施」と。今までの業務の範囲の中では十分手が届いていなかったけれども、民間の専門性なり、業務体制でうまく処理が期待できるということによろしいですかね。

(川村委員)

「防犯パトロール」という名前になっちゃっていますから、今の話について「建物の定期点検業務」を、「夜間も含めた定期点検業務」とするのはどうでしょうか。

(山本副委員長)

そのほうがいいと思います。

(藏田委員長)

そのほうが相当と思っておりました。

では、その形にしましょうか。項目としては、「1 防犯パトロール」、「3 安否確認業務」は不採択として、「2 定期点検業務」については採択とし、採択する条件としての夜間の見回り点検ということを含めて、修繕業務と併せて民間の活力を導入していくという方向で考えるのがコスト的にもサービスの質的にもよいと。また、夜間のパトロールについては、見回り点検として行うのであれば、多少の地域の活性化にもつながるし、地域の独自性、事業の独自性などもあるので、官民の役割分担としても適切なのではないかということによろしいでしょうか。

(山本副委員長)

あと、事業費ですが、建物の中じゃない部分の修繕費が年間どのくらいかかっているのでしょうか。要は、その修繕まで併せてやっていただくとしたら、その部分を含めての事業費も計算し直しになりますね。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

今の修繕につきましては、先ほどの側溝の修繕という話もありましたけれども、そういった修繕や樹木の剪定など、外部のところも含まれています。

(山本副委員長)

2, 500万の中に入っているのでしょうか。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

はい。

(山本副委員長)

じゃ、2500万でできますね。

(事務局) (建築課 成瀬担当主査)

そうです。

(藏田委員長)

採択するとき、提案いただいている年間予算25,561,600円というものは、何か検討する必要はあるのですか。

(事務局) (関谷担当主査)

そうですね。当然、今まで仮に事業費ゼロだったものがお金をかければできるというところもあるかと思います。事業費見合いも検討の材料となると思います。

(藏田委員長)

ということは、第2項目の「定期点検業務」に夜間の点検を加えてという形で採択をするとなると、金額はその部分のはね返りというはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(山本副委員長)

点検分だけプラスになるということですね。

(藏田委員長)

夜間の見回り分については、さっきの2人で1,900円かけるという部分の追加、561,600円が追加になるという理解でよろしいですか。

(事務局) (建築課 小柴課長)

説明として一緒にやっているという部分と、そうではない部分があったと思います。

(藏田委員長)

私が聞いていた認識としては、夜間の部分は追加ですね。

(川村委員)

パトロールを追加と言っていましたけれども。

(山本副委員長)

でも、パトロールとしてはやらないですよ。

(藏田委員長)

パトロールとしてはやらないけれども、夜の時間帯に点検はしていないので、その部分を追加する必要はありますよね。

(川村委員)

この委員会で、コストというのはもちろん考えなければいけないですけども、金額まで認めたとか、認めないという話はしなくてもいいんだろうと思います。いずれにしても、これは、債務負担行為の議決をもらうから、そのときに金額精査するわけですね。

(山本副委員長)

大体の目安としてのところさえあればいいのかなと思いますが。

(川村委員)

さっきの説明では、夜間にかかる経費を単価で計算して561,600円ぴったりで話していましたが、きっとほとんどなくなるわけだから、ぴったりじゃなくなるでしょう。ただ、あの単価自体は別にいいのではないかと個人的には思ったので。

(山本副委員長)

今、市の職員が年に2回、定期点検に行っている分が要らなくなるわけだから、その分の人件費が浮きますよね。

(川村委員)

そうですね。効果が出ます。

金額については、ここで、この金額で認めるという話じゃなくてもいいわけですよね。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

異常に金額が高いとか、これは本当にできるのかとか、これで業者が手を挙げるのかとか、そういった議論は必要かと思うのですが、この金額がどうかという判断までは要らないと思います。

(藏田委員長)

1点だけ、既存の業務に追加してこれをやりますというような採択じゃないですか。考え方として、それで金額は同じですよというふうに言われると、単純に、提案したうちのいいところを取られて、効率的にやれと言われたという印象を与えてしまうという懸念があると思います。そんな認識はもちろん業者もあると思うんですけども、多少のその部分の必要額については増額するということは、一応ちゃんとしておいたほうがいいと思います。行政的な理屈で、その分効率化できるとか、うまくやってくれるんだったらということになって、民間側にしわが寄るといのはあまり適切じゃないと思います。金額の細かなところについて積算はしっかりと行政側として精査していただくとして、この部分の提案に必要な部分については、一定程度の財政的な手当てはもちろんするということですね。

(川村委員)

そうですね。そういうことでいいと思います。

(藏田委員長)

ということでよろしいでしょうか。「基本要件」については概ね妥当ということで、「企画内容」についても、提案項目の2番目「定期点検業務」について、夜間の点検というものを加えるという一定の修正をすることで、「実効性」も担保できるのではないかと。

また、「サービスの質」についても、今までできていなかった夜間の点検ができると同時に、継続的に事業者が専門性を持ちながら実施することによってのサービスの質の向上も期待できると。

「業務の効率性」についても、同様に職員の業務軽減という点でも効果が期待できると。「地域経済の活性化」については、単価1,900円というのは、多分それほど外部のということではないと思いますので、地域の経済にも、雇用にも反映できるだろうと。

今回の提案の「独自性」については、これまでやっている事業者の業務提携の中からの提案という意味においては優れたものであるということ、また、先ほどの項目の1番目と3番目に関して議論されたように、「官民の役割分担」において、施設の点検というところの民間の技術なり、業務の執行体制というものをうまく活かしての提案ということで、一定の評価ということですね。

ということで、条件付採択とし、3項目のうちの2項目について、内容を少し見直した上で採択をすべきだということで結論をまとめさせていただきたいと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ここで午前の審議を終了とさせていただきます。再開は13時半からでお願いいたします。

【昼休憩】

(藏田委員長)

会議を再開いたします。

次第に従いまして、議題3の「②提案2に対するヒアリング及び提案審査」を行うにあたり、事務局より、提案概要について、事業所管課の感じる課題等についてご説明お願いいたします。

「②提案2に対するヒアリング及び提案審査」

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料3提案②となります。

現在、街路樹の樹木の剪定につきましては、市内を6地区に分けて委託を出している状況となっております。また、公園・緑地の樹木の剪定については市内を3地区に分けて委託に出している状況があります。本提案については、これらの委託内容を全部まとめて市内の樹木の管理を包括的に行うという提案となっております。

事業予算については、現在の委託の予算と同規模となっております。

従事者数については、これらの該当業務にあっている従事者数を記載していますが、提案内容を委託した場合は、複数にわたる契約事務や複数業者との調整事務等が軽減されることが見込まれます。

では、事業所管課の方から提案に対するご意見等につきましてご説明お願いいたします。

(事務局) (公園緑地課 塩川課長補佐)

公園緑地課です。よろしくお願いいたします。

まず、現状としては、先ほども事務局から説明がありましたとおり、茅ヶ崎市を細かく地区ごとに分けて、街路樹や公園などの樹木の剪定、下草の除草等の委託をしております。それぞれの地区で1業者が入札により選定されまして、それぞれの業者がその地区ごとに管理をしています。実際の課題としては、細かく地区ごとに分かれることによって、例えば、今年度はこの業者、来年度はこの業者という形になっていきますので、数年にわたる計画的な管理ができないということがまず第1にあります。

2点目として、管理をするに当たって、それぞれの業者が個別に剪定をしていますので、切り方が統一されていないという課題があつて、まちの景観について統一的なものできていないという状況があります。

この状況、課題を解決するために、市内の1団体が茅ヶ崎市全体の剪定や除草などを管理することによって、公園等や街路樹等の情報量が蓄積されまして、市と連携しながら改善や課題解決がしやすくなるというメリットがあります。

それと、病虫害や倒木の立ち枯れといった緊急対応も、例えば、今、こちらの業者があいているから、これをお願いしますとか、そういった形で対応もできるというメリットもあります。

先ほど事務局からありましたように、事務が軽減されるとか、全体で管理することによって経費が落ちる可能性もあると考えております。そういった中で、効率的な管理が今現在よりできると公園緑地課では考えております。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

今のご説明の中で、緊急対応という話がありましたけれども、緊急な場合には随契を今でもやっていると申すのですけれども、今は緊急な場合の対応はないんですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

緊急な場合が実際にあります。例えば、これまでは、エリアごとで業者さんが決まっていて、競争入札なので、そのエリアの近くの業者さんじゃないところがとっていることもありました。今回の提案のように1つの団体でやることにより、緊急で木が倒れたから、それを伐採してという話になれば、すぐ近くの業者さんが現地に行かれるという利点があります。また、今、実際、業者さんの人工というか、人がだいぶ減ってきている中で、人をすぐに出すことがなかなか難しい状況もあり、そういったところを臨機応変にするために、大きな団体とすることで、人が当然増えますので、空いている業者や、近くにいる業者に行ってもらおうといった利点はあると考えています。

(川村委員)

利点はそのとおりだと思うのですが、現状、エリアごとにやっている現状の中で、緊急の場合にはどうしているかということです。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

今、倒木があるから、処理をしてくださいと業者に連絡をします。

(川村委員)

その契約している業者さんにご連絡するということですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

そうでございます。

(川村委員)

そういう契約になっているわけじゃないですよね。緊急の場合でもそこに頼むという契約になっているんですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

緊急の場合というよりも、全体の契約になっていて、これを1本切るというのではなくて、木は生きているもので、臨機応変に対応が必要なので、最初に概算を出して、剪定を普通にするときもあれば、何かそこで問題が出たら、すぐ対応し、そのお金は変更設計の中で見ますという形で行っています。あくまでも随契ではなくて、1つの契約の中で1つの業者さんにやっていただいて、最終的に切ったものの出来高で精算をするという感じになります。

(川村委員)

緊急だからといって、エリア内の違う業者を入れることはできない、やっていないということですね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

はい。

(川村委員)

わかりました。

(山本副委員長)

現状ですけれども、市内の公園の中の除草作業は、実際はシルバーさんから来ている方が多いのかなと私はいつも見ていると思っていましたけれども、書いていただいているものを見た限りでは、基本的には、造園業者に頼んでいるということだと思います。

(事務局) (公園緑地課 塩川課長補佐)

それにつきましては、場所によって、シルバーさんだけが入って除草している場所もあれば、公園ですと市内を3地区に分けて入札で決まった市内業者が契約の中で行っている部分もあり、別にやっています。その3地区の委託というのは、木の剪定も含んでいたりしますので、もちろん専門的な造園業者に頼んでいます。

(山本副委員長)

うちの隣が公園で、どう見ても造園業者じゃない人が公園の木の伐採をやっているのをすごくよく見ます。今、除草作業と剪定作業は、エリアに分けて業者にということだったのですけれども、全部が全部造園業者というわけではないのが現状ですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

実際には、市の現場職員がいるので、今、財源が限られた中では、どうしてもそういった者たちも現場に行って剪定しています。専門的な技術はあるといえはありますけれども、もともとそれで入庁しているわけではないので、団体さんの技術だとか、そういうものを全て兼ね備えているかというところではありません。そこは申し訳ないのですが。

(山本副委員長)

この提案として出てきている形をとると、全部を業者さんに頼むという形に変わるんですか。要は、実際、除草作業や剪定作業の現状を見ていると、市内を6地区に分けて、全部業者さんでやっているとは思えません。職員だったり、シルバーさんだったりという形で、専門家じゃない方がやっているところは結構あると思うんですね。その中で、今回の提案というのは、今までそういう方たちがやっているものも全部その中に入れるということではなく、今も業者に頼んでいる部分だけということですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

業者に頼んでいる部分はある程度は決まっているんですね。高木とかがあって、当然、プロの方じゃないとできないようなところは含まれています。場合によっては、例えば、根っこがすごく張って、隣地に入ってしまったというのは、当然重機を持っていってもらって、伐採して伐根までとなるので、高木ではなく、中木でも職員では手に負えなくなってしまうため、そこは臨機応変に業者に対応してもら

います。一般的に高木のないところは市の職員がやったりしているのですが、場合によって手に負えないときがあるので、そういうときには委託業者に、今回、こっちもお願いしますというやりくりはしているところであります。

(山本副委員長)

結局、今の外部に頼んでいるのを一括に変えるだけであって、現状、そういう方に頼んでいないところは現状のままで、市内全域全てがそうなるわけではないということですね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

そうです。

(山本副委員長)

わかりました。

(藏田委員長)

よろしいでしょうか。それでは、今のご説明と質疑応答の内容を踏まえて、提案2のヒアリング及び提案審査に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局をお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

お待たせいたしました。ただいまから提案2に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。5分たちましたら事務局で手を挙げますので、挙がりましたら、簡潔にまとめていただければと思います。その後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようご注意ください。それでは、提案書の補足説明ということで説明をお願いいたします。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。では、これから質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様、よろしくお

願いたします。

(川村委員)

川村と言います。よろしくお願ひします。提案ありがとうございます。

いくつか質問したいのですけれども、まず、団体名はダメということですから結構なんですけれども、ただ、専門性という面からすると確認しておかなくてはいけないので、団体として専門性は当然持っていらっしゃるのて提案があったのでしようけれども、そこを確認したいです。それから、例えば、街路樹の樹木の剪定や除草も全部団体さんが直接やって団体のお金になるのか、あるいは、団体を構成している、団体か会社かわかりませんが、そこに再委託をするのかを確認したいです。それから、もう一つ、経費を削減できそうだという話を伺って、少し安心したのですけれども、提案書を見ると、経費の金額が書いてあるのですけれども、今、茅ヶ崎市でかけている経費とまるっきり同じ金額が入っています。これだけ見ると、これだけ大きな仕事をやるのに、スケールメリットが何でないのかなという疑問を持ったりもしたんですけれども、その3点についてお願いしていいですか。

(提案者)

まず最初のご質問ですね。団体名は言いません。専門的にどうかというと、我々は、緑をつくる団体ということで、資格等も各社全員が持っております。

それと、事業のほうですが、再委託をするということはございません。この団体に所属している者達を中心に、全て行うという形で考えております。

それと、経費の件ですが、これはアバウトな形で金額を振り分けて、入れさせていただきましたけれども、今までの実績から言いますと、入札等で各社いろいろと考えているものよりは団体で行いますので、細かい経費等は確実に削減できると自信を持って言えます。簡単ですが、以上でございます。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

補足でいいですか。市の場合は積算をするのですが、歩掛かりの形態というのが、直接工事費という人工ですとか、実際にかかるお金が増えれば増えるほど経費率が下がるという形態になっています。なので、間違いなく下がるんですけれども、ただ、なかなかその経費というのは、今、外には出ていないので、ここでぴったりの金額というのは出せないということがあります。

(川村委員)

もちろんぴったりじゃなくて結構なんですけれども、ただ、市の作った資料と同じ金額だったものから、そういう疑問を持ちました。

もう一点ですけれども、団体で今のお話ですと、各社資格を持っている人がいるということですから、会社で構成している団体なんだろうというのは想定しました。おそらく市内の団体さん、会社だと思

うんですよね。そこで少し心配なのは、こういった形で3年間市のこういった大きな仕事を団体さんにお任せすると仮になったとすると、この団体さんが市内の関連業者さんが全員加盟していれば、そういった効果があるんでしょうと思います。他の市から来ることはまずないでしょうから、競争性ということで少し問題が出るかもしれませんが、それはそれなりに、市内業者の育成だとか、経済活性化に大きく貢献するんだろうなと思うんですけれども、ただ、おそらく任意の団体だとは思いますが。中には、入っていない会社さんももしかするといえるかもしれません。入っていない会社さんは、市のこの仕事は、今までは入札ですから参加できたのですけれども、団体に入っていない会社は、3年間市のこの仕事はできないということが考えられますが、その辺は提案者が心配するところじゃないかもしれませんが、そういったことに対して何かお考えがあればお聞かせください。

(提案者)

その点に関して言いますと、我々の団体が全部仕事をとってしまって、他の業者は関係ないよということは考えておりません。というのは、それについては我々も非常に心配しております。今、比率でいいますと、我々、提案した団体以外の業者さんは、全体の1割ぐらいです。その業者さんに関しましても、我々の団体はこういう活動をしていますというのは、門戸を広げて話しております。よかったらいつでも入ってきてくださいという話は、個人、個人の考え方でいろいろとあるとは思いますが、拒否しているわけではないです。いろいろな審査はございますが、条件さえ合えば、いつでも加入してくださいという形では進めております。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(藏田委員長)

スケールメリットのお話はわかりました。あと、団体で迅速に対応できるということもわかりました。一方で、剪定などの技術的なところ、サービスの水準みたいなところについて、その団体さんに包括的に全地区を任せることによって、揃うという意味では揃うのかもしれませんが、揃う水準が必ずしも高いかどうかということは保証の限りではありません。その点について、今回ご提案いただく中で、個別の事業者もすぐれた技術を持っていらっしゃることは当然あるわけですが、そこと比べて、貴団体が優位であると考えられる何か特徴なり、ポイントがありましたら、ご教示ください。

(提案者)

実は、今、日造協という日本で一番大きい造園業者の団体が、街路樹剪定士という資格を設けて、国交省に認められる一步手前までできております。これにつきまして、神奈川県、東京都では、もう既にそういう仕事に携わる者、現場代理人もしくは責任者、職人に至るところまで、その資格を有する者を必

ず現場に常駐させろというところまできております。街路樹剪定士とその資格は、実技も座学も含めて、結構厳しい試験がございまして、それに合格しないと資格をいただけません。

我々の任意の団体は、全社、最低1人以上はその資格を持っています。ですから、1本1本の木に対する剪定、これは昔から普通の植木屋さんでも結構技術のある方はあるんですが、街路樹に限って言いますと、例えば、道路幅とか歩道の幅員とか、最終的にどういう形にしようかなというところまで考えた形をとっております。ですから、最初から言いますように、行政と相談しながら、狭い道のところはこういう剪定はどうですかとか、規格にとられないような形の提案もできるんじゃないかなというのはございます。ですから、技術的に言いますと、まだ認められていない資格ですが、あと1年で確実に認められるであろうし、全国的に人数も増えてきたというところまできておりますので、一応そういうことで、技術的なものは自信を持って言えると思います。以上です。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(川村委員)

繰り返しの確認になってしまいますが、一応確認だけさせていただきます。団体さんが何団体所属しているかというのがわかっていないので、一応確認させてもらうのですが、街路樹とか樹木の剪定、特に除草というのは、同じ時期になると思うんですね。そうすると、同じ時期に大量の人数が必要になってきます。剪定も木によって若干違うかもしれませんが、切つていい時期はある程度決まっています、そうすると、すごく人数が必要になります。市内全域ということになると、茅ヶ崎市さんはそんなに大きな市域じゃないにしても、それなりの人数が必要となることが想定されますが、それでも当然のことながら、同じ時期に全部いっぺんにできるよという認識でよろしいわけですよ。

(提案者)

はい。それが一番ネックになっておまして、我々の業界も、今、人手不足でなかなかいっぺんにできないということがあります。逆に言いますと、この団体ですと、各社それなりの人数がいますし、市内全域、同時期に同じような形で進められるかなということが一番メリットかなと思っています。ですから、今、ご質問ありましたように、これを我々の団体はできるだけ短期間に同じような形で進めるということを前提に考えております。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、質疑応答を終了とさせていただきます。それでは以上をもちまして、委員による提案2に対するヒアリングを終了いたします。

本日はお疲れさまでした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民

間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でしたが、事務等の都合により、おおよそ9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案者におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(提案者)

ありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。それでは、提案事業についての審査に入ってまいりたいと思います。

(川村委員)

1点だけ執行部側に確認をしていいですか。「提案補足資料(提案②)」の従事者数で、6.94人の後ろの括弧書きで、「うち削減対象と見込まれる従事者数」として3.32人と書いてあるんですけども、これは、職員3.32人を減員できるという意味でいいんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

①、②に記載の事業のうち当該業務に従事している職員を足したものが3.32人ということになります。この事業が委託化されることによって、当然そこの従事している者は削減されるという、理屈上はそのような形になります。

(川村委員)

そうすると、事業は別でしょうから、街路のほうで1.51人で、1人と半分とは数えられないので1人、公園のほうでも1人削減できるということになると思います。この削減はすごく大きいと思うんです。茅ヶ崎市さんでも1人当たりの人件費は1,000万円近いと思うんですね。2,000万円くらいが浮くわけですから、もしこれが事実であれば、すごく大きな効果があると思うのですけれども、この削減は担当課としてはできるんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

現実的に人を抜くことができるかという議論になってくると、当然ながら、時間外であるとか、従来やらなければいけない部分において手が回っていないとかというようなところも、課においては実情としてはありますので、そういったところの削減につながるかなというふうには思っています。

(川村委員)

対外的にこの資料というのは出ないんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

提案補足資料については、第2段階である委託化することが決定した事業の事業者選定が終了したのちに、公表予定です。

(川村委員)

これが出れば、みんなそう思ってしまいますよね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

この業務で2人削減となると人がいなくなってしまう。

(川村委員)

わかりました。

(藏田委員長)

では、評価に入っていきたいと思います。

まず、基本要件ですね。「制度の理解」「事業の理解度」「業務遂行能力」「行政責任の担保」この4点なんですが、どうでしょうか、問題なしと言っていいですかね。

(川村委員)

はい。

(山本副委員長)

そうですね。

(藏田委員長)

事業者、業務量の9割ぐらいはこの団体で占めていらっしゃるということですので、それはいいということですね。

では、次の「企画内容」についてです。「実現性」について、「実施手法の妥当性」「具体的で実効性がある提案となっているか」について、これはよろしいですかね。特別な事業提案があるわけでもないということでもあるので。

2番目の「サービスの質」については、技術者を含めて担保されていますね。

「コスト削減効果」については、先ほど担当課からご説明があったとおり、積算は、単純に業務が増えたとしても、その増えた分、歩掛かりの経費が少なくなるので、その点では最低限、経費節減ができるだろうというところで、いいですかね。ここについては、そういう意味では、何かもう少し切り込んだ提案というところはあってもいいかもしれないです。今回は単純に統括をしますというだけの提案ですけれども、業務の発注時期であるとか、どのような水準でどう選定していくのかというあたりについては、これまで各地域ごとにやっているものよりも、ある面では自由度がきくので、もう少し効率的な人工の回し方ということもできるのかもしれないです。その点はもう一步ご提案いただいてもいいのかなという感じがしました。

「地域の活性化」については、一定程度、市内業者の方が構成員だということでもあるので問題ないと思います。

「独自性」については、あまりなかったですね。

(川村委員)

でも、包括でやりたい、一括でやりたいという考え方が、この件については茅ヶ崎市としてなかったということであれば、ある程度の「独自性」はあるのではないですか。

(藏田委員長)

では、その点はよろしいですかね。

あと、「官民の役割分担」は、これまで委託であるものをまとめただけなので、特段なにかが変更されるものではないので問題ないということによいですかね。

概ねあまり無理のない提案ということによいですか。

(川村委員)

1点だけ確認していいですか。税法の問題ということになるかもしれないですけども、仮にこの団体さんと契約しますね。そうすると、役所としては団体さんと契約するわけですから、団体にお金を払いますよね。

(藏田委員長)

そうですね。契約主体は団体になります。

(山本副委員長)

そういう形になると思いますね。

(川村委員)

そのお金というのは、先ほどの話だと各社と言っていましたから、どうなんですか、そのところは。

(山本副委員長)

提案者がどう考えているかわからないですが、きっと説明者の考えは、個々の会社がかくっついて団体と言っているだけで、委託料を個々の会社に振り分けるように考えていると思います。

(川村委員)

そういうふうにとれましたよね。

(藏田委員長)

そうですね。

(山本副委員長)

でも、実際は団体として仕事を受けるわけだから、一回団体で受けて、そこから各事業者でやるか、あとは、JV（共同事業体）みたいな方法をとってもらかだと思います。今回は事業を決めるだけであって、業者を選定するわけじゃないから、団体としてどういう活動をしていますかとか、どういう法的人格を持っていますかと私も聞こうかと思ったけれども、それは今のこの段階の質問じゃないからなと思って我慢しました。実際、事業者として選定する時になったら、その辺が結局問題になってくるんだろうなと思います。ただ、この団体に任せることをくっつけての選定ではないので、それは今言うことじゃないのかなと思ったんです。

(川村委員)

言うことじゃないというのは確かにそのとおりですけども、おそらくこの団体しか手を挙げないですよ。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)

参考までにですが、実は建設業協会というところ、そこは土木とか建築をやっている業界が多いですけども、そこに風水害のときの対応をお願いしている例があります。1社に任せても回っていかないので、たくさんいるところということで、そこをお願いしているんですね。そこに一度お金を払って、組合から実際に行ったところの業者さんにお金がいっています。

(松戸委員)

業務として、任意団体というか、法人格を持っていないでもいいんですか。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)
建設業協会さんは持っています。

(松戸委員)
管工事協同組合も持っていますよね。

(事務局) (公園緑地課 深瀬課長)
管工事協同組合も持っています。

(川村委員)
税法上どうなんですか。

(山本副委員長)
その辺の整備をどうするのかと思って。

(藏田委員長)
次の段階は、ちょっとアドバイスをして差上げたほうがいいかもしれないですね。ご本人たちはこれを提案されて、採択されれば、その団体として本提案に臨まれるつもりでいらっしゃると思います。

(松戸委員)
確かに造園などのこの業界は、職人さんが非常に少なくなってきているので、合同体、集合体というのか、企業体というのか、ちょっとわからないですけども、そういうところで包括で受注を受けることで、互いの企業さんも助かったりすると思います。今団体名が伏せてあるので、何ともいえませんが、もともこの業界は、手間請けとか、いろいろな形の連携をとっているんで、そこはさほど問題ないと思います。

(山本副委員長)
基本的には、そこで受けるのであれば、法人格がなくても人格のない社団としてきちんと申告してもらわなければいけないし。

(松戸委員)
きちっと規約とか規則とか、そういうものがあれば大丈夫だと思います。

(山本副委員長)

法人格がなくても、団体として仕事を受けるのであれば、一回そこでお金をもらって、そこから各会社に出すという形になりますから、スルーというわけではないので、団体としてきちんと申告をしてもらわなければいけないです。

(藏田委員長)

ちゃんとやるとすれば結構大変だと思います。

(山本副委員長)

そこまでやるつもりで言っているのかどうなのかなというところはあります。

(藏田委員長)

そうじゃないでしょうね。

(山本副委員長)

私もそうじゃないなと思っているんだけど、でも、それじゃダメという話ですね。

(藏田委員長)

そこは個別にはアドバイスをというか、何らか示唆をして差し上げる必要があるかなという感じがします。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

今回については、おっしゃるとおり、事業の採択・不採択ということなので、別の意味の課題として、今日来ていただいた事業者さんには、そういう意見がありましたので、次の事業者選定する中では、当然そこは確認されるので整理をしておいてくださいということで、市からアドバイスという意味合いで提案させていただきます。

(藏田委員長)

委員会の意見としては、この提案の事業については、全部採択する形でよろしいですね。

(川村委員)

はい。

(藏田委員長)

その中で、もちろん経費やコストの削減やサービス水準の向上等々については、今後、事業者選定の中で多分提案があると思いますので、それをしっかりと期待したいということで、この後も引き続きやりたいと思います。

【休憩】

「③提案3に対するヒアリング及び提案審査」

(藏田委員長)

それでは次第に従いまして、議事を進めてまいります。議題3の「③提案3に対するヒアリング及び提案審査」について、審査を行うにあたり、事務局より、提案概要について、事業所管課の感じる課題等についてご説明お願いいたします。

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料4提案③となります。

提案者の提案内容に合致する業務については、現在本市では実施されていないのが実情となっておりますが、提案内容について、事業目的が合致するものについては、①観光資源の回遊性の充実事業、③観光振興ビジョン推進事業、④観光客誘致支援事業となっております、これらの事業との比較をしております。

事業費につきましては、事業内容に記載の内容に該当する予算を記載しておりますが、④観光客誘致支援事業につきましては、茅ヶ崎市観光協会への補助金のうち、運営費等を除いたパンフレット作成費等の事業費に該当する予算のみ記載しています。

本提案につきましては従来市が実施していた内容とは大分色合いが異なっており、新規事業的な性質ともいえる内容となっております。現在の業務と提案の内容どちらの業務を市として実施していくかという点を踏まえた中で審議いただきたく思っております。では産業振興課からご説明をお願いいたします。

(事務局) (産業振興課 戸井田課長補佐)

所管課の意見として、当該提案事業について意見を申し述べます。

今、事務局から説明がありましたように、こちらの提案内容については、現状、事業はなく、新規の事業という形になります。今、説明の中で、事業目的が合致するという説明がありましたが、経済部産業振興課としましては、端的に言ってしまうと、事業者さんのお手伝いをして地域の活性化を図るといような考え方で今事業を進めております。

この提案の目的にも、最終的には地域の活性化を図るといったところで目的が合致していると捉えて

おりまして、非常に広い意味で目的が合致していると捉えているところでございます。

今回の提案内容につきましては、内容が多項目、多岐にわたっていると考えております。記載内容につきましても、所々にインバウンドや体験型の観光など、今の時事のキーワードを散りばめておりますが、基本的には非常に抽象的な内容でありまして、具体的にどういったものがしたいかといったところが不明であると捉えております。また、そういった内容であるため、実際に実施したときの効果等も非常に曖昧なものにならざるを得ないのかなと考えております。

提案内容を見ますと、大きく3つに分かれているところでございます。こちらについても簡単に解釈してしまいますと、民間事業者がその地域に眠る、観光の種になるような地域資源を活用して、旅行会社が商品を企画開発するような形のもの、またそれに付随をしてワークショップを開催したり、旅行商品を販売するプロモーション、営業活動を行うもの、それらをさらに発展させ地域ブランド化につなげるものが提案内容かと思われま。こういった内容につきましては、行政がやるというよりも、民間事業者それぞれが独自に持っているネットワークやノウハウを活かして事業展開する方が効果的であると考えております。

また、今回の事業計画を見ましても、大体560万円ほど事業費がかかるということで計画を立てておりますが、歳入を見てみますと、市の委託費のみの計上となっております。こちらにつきましては、提案者の熱量、ここに書かれているサポートする協賛企業、協賛者の熱量のあらわれがなかなか見えなかなと考えております。そういった中では、市の事業としてこちらを実際に展開していくというのはふさわしくないと所管課として考えております。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、今のご説明の内容を踏まえて、提案3のヒアリング及び提案審査に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局にお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

お待たせいたしました。ただいまから提案3に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。5分たちましたら事務局で手を挙げますので、挙がり次第、簡潔にまとめていただければと思います。説明の後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、公正な審査を行うため、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようご注意ください。

それでは、準備ができましたら説明をお願いいたします。座ったままで結構でございます。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。それでは、これから質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様、よろしくお願いたします。

(川村委員)

川村と言います。よろしくお願いたします。提案ありがとうございます。

今ご説明を受けました。事前に提案書を見させていただきましたけれども、なかなか理解力がなくて申し訳ないのですが、今の話で、最後にまとめ的な話で出たのがキーかなと思ったのですけれども、旅行の企画づくりをやるんだということで、この提案はよろしいわけですね。

(提案者)

はい。

(川村委員)

この提案内容を読みますと、(1) Aメニューでは、旅行のプログラムをつくるということです。⑤には具体的なツアーが書いてありまして、こういったツアーをきつとつくるだろうということですが、④のところ、それを企画開発して、販売に取り組むと書いてあります。ということは、これは、提案者がこの企画をいろいろな方々に売るということでよろしいんですか。

(提案者)

そうです。売るといふか、体験型のツアープログラムを組んで、そしてそのツアーを組む人たち、地元の人たちの収入になるようにできないか、そういうことです。

(川村委員)

今のお話ですと、ここに滞在型プログラムが幾つも書いてありますけれども、こういったものを市内の業者さんが実際に実施して、その業者さんが売って、その業者さんが利益を得るといふことですか。

(提案者)

いや。基本的には、プログラムの企画をしますけれども、実際に収益を得るのは茅ヶ崎の農水産物などであり、体験農場で作物を買ってもらったり、お土産品等々で加工品等々を買ってもらったり、あるいは、ツアーの中で、地引き網等をやれば、地引き網の料金を取る、そういうことです。

(川村委員)

提案者がこの企画をつくって、この旅行プログラムをツアーでやることによって、そこに参加した人たちが茅ヶ崎のお店や農家や直売所などいろいろなところにお金を落とすだろうと。その落としたお金が茅ヶ崎の活性化につながるだろうということなんですね。

(提案者)

そうですね。

(川村委員)

ということは、提案そのものは、この企画を開発だけして、売るということじゃないわけですね。

(提案者)

売るということではないですね。ただし、プログラムの企画料、プロデュース料というものを、ここに参加する地元の農家や飲食店やホテル事業者など、そういった方たちからちゃんともらえるような仕組みはつくりまます。プロデュース料というか、企画料というか。

(川村委員)

ということは、事前に収支計画書を見ると、5,566,000円を計画づくりのための委託料として計上していますが、提案者がこの事業をやるとなれば、市から委託料をもらった上で、その後、各市内のお店や農業者など、そういうところからプロデュース料をもらうという計画だということですよ。

(提案者)

そうですね。

(川村委員)

その収入については、団体さんの収入になるということなんですね。

(提案者)

そうですね。最初の30年度はほとんど準備費という経費で消えてしまうかと思うので、収益ということにはならない可能性があると思います。収入は、お金としては委託費でいただいていますので、収益という形ではないです。

(川村委員)

計画自体は大体のところは見えました。市として事前に500万円以上の委託料を払うという計画に

なっていますから、500万円以上の税金を市として払うということになれば、それに見合う費用対効果がなければいけません。当然のことながら、それがこうなるだろう、ああなるだろうという想定のもとで、500万円として税金を支出するというのはなかなか市としては厳しいです。この段階である程度こういう効果があって、それは500万円に相当するというようなものが見えていないといけません。ご提案の「メリット、効果」を見させてもらおうと、確かに書いてあります。しかしながら、「効率的で充実した質の高い事業が期待できる」とありますが、期待はできるかもしれないけれども、じゃ、どのくらいあるんだという定量的なものがこのメリットには一切書いていないんですね。「独自性の高い良質な事業が期待できる」とか、「サービスの向上が期待できる」とか。「観光関連サービスの費用負担の軽減」というのが書いてありまして、ここまで書いてあるのであれば、数字的なものも示せるのではないかなと思うような文言にはなっているんですけども、それも数字的なものはないです。この事業を市として500万円以上のお金を投入してやるとなれば、市は、どのくらいの効果が実際にあるということについて市民への説明責任として持っていますから、それを示す内容が少し欠けていると思います。その辺はいかがでしょうか。

(提案者)

そうですね。今回の場合は、市のお金、いわゆる税金を使ってやるためのその辺の効果を数量的に明確には出せていないので、これは詰めていかななくてはいけないと思います。我々の組織を、1年目、2年目、3年目で終わらせないために、継続していくためには事業に持っていかないとダメなので、参加する我々のメンバーの事業者なり、NPO団体なりと話し合いながら、それぞれが収益を得られるようにしていくという形をつくっていかなくてはいけないと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(藏田委員長)

ご提案ありがとうございます。2つお伺いしたいです。1つは、今やっている茅ヶ崎市の取り組みなのか、観光に関する現状なのか、何らかの問題があって、今回のこういういい提案をいただいたかと思うんですが、提案者の方が捉えられていらっしゃる、今の茅ヶ崎市の観光、ツーリズムに対する問題というものとしてどんなものがあるのかというのをお聞きしたいです。

もう1つは、非常に大きな提案で、幅広い情報発信、メニューづくり、体制づくり、最終的に今お話しいただいた事業化まで目指されるということになると、それを担うための体制なり、実績なり、ノウハウなりというものについて、ある程度お聞きできると大変参考になるのですが、その点、補足といいますか、団体名はおっしゃっていただけないんですが、取り組み実績、人材等何かありましたらお話しいただければと思います。

(提案者)

それでは、最初の取り組むべき問題点につきましてご説明します。観光したいけれども、宿泊施設がないという部分がかかなり大きな課題となっております。茅ヶ崎に来る人はいても、宿泊をしないで帰ってしまうため、結果的にはあまりお金が落ちていないという現状がございます。それに対しまして、解決方法としましては、現在、市では空き家対策というものをやっております。民泊とか、空き家をどのような形で使っていくか、そういうものにも取り組んでいるはずで、そちらが進んでまいりましたら、山間部にもかなりの空き家が残っておりますので、そちらのほうの活用をすること、あと、そこに人が来ることによってにぎわいが出てくるので、その周りにある農家さんの果樹園とか、そういうものも体験農園という形で使えるのではないかと、そういうようなことを考えております。

それと、もう一点、宿泊以外の部分での問題点といたしましては、「茅ヶ崎はとても興味があるし、いいところだけれども、何が売りなんだろう」というところが、今、大きな問題になっておりまして、それに対する茅ヶ崎のブランドというものがなかなかありません。これからまた道の駅ができるということもありまして、ブランドをつくっていかうというようにあるので、山のほうにも海のほうにも、茅ヶ崎にはとてもいいものがあるので、それを探しながら、うまく茅ヶ崎の活性化に活かしていきたい、そのように考えております。

もう一点につきましては別の者から説明させていただきます。

(提案者)

とにかく滞在型に持っていくということが一つ。茅ヶ崎のよさというもの、非常に恵まれた地域で、農産物も豊富だし、魚介類も豊富だということ。そして、近い将来、2年半ぐらいですか、道の駅ができたときに、道の駅を茅ヶ崎の活性化のプログラムの一つの入り口にしていきたいなというのを我々は考えております。

(藏田委員長)

実績ですとか、体制ですとかその辺はいかがですか。

(提案者)

実績的なものは、我々の団体は、個々にチーム茅ヶ崎の構成員になっておりまして、飲食事業者等々、それぞれツーリズムということに的を絞っているわけではありませんけれども、それぞれの企業としては、旅行関係等々、あるいはいろいろな催事関係でお弁当を出したり、そして、お土産品をつくって売ったり等々のことをやっております。茅ヶ崎で何十年も商売して、茅ヶ崎のみならず湘南一帯で商売をしている方たちですので、その人たちと一緒にいろいろなものを商品企画したり、滞在プログラムをつくっていききたいと思っています。

(提案者)

ちょっと補足させていただきます。実績に関してですけれども、私たちのチーム茅ヶ崎の中には、第一次産業をやっている方もいらっしゃいますし、六次産業でいろいろなものをつくって売っている方もいらっしゃいます。今、茅ヶ崎の中でも、実際に茅ヶ崎の農家さんが、和菓子であったり、お酒であったりという形で、共同していろいろなものを開発しているんですね。それをうまく茅ヶ崎のブランド品としてもっと出していきたい。そして、何か茅ヶ崎の売りをつくっていききたいというのを、うまく実績と結びつけてやっていきたいなと考えております。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

(川村委員)

関連ですけれども、今の実績の関係で1つだけ質問させていただきます。本来であれば、事業者さんを決定する場ではないので、ここで聞く話じゃないかもしれませんが、冒頭で代表者の方がお話ししていましたが、国の事業をやっていると聞きましたけれども、どんなことをやっているのか、簡単に説明してもらっていいですか。

(提案者)

2つ国の事業をやっております。1つは農水省の事業で、私たちは福祉農園というのをやっております。福祉農園というのはどんなことかと言いますと、農業に高齢者や障害者を参入させて、仕事をつくっていきこうという形で、北部の土地をお借りしまして、そこで高齢者と障害者が作物をつくっているというような福祉介護農園推進事業を実施いたしました。

そして、もう一つは、高齢化に向けて、介護食、国が推進をしましたスマイルケア食、それに関する実践の事業をやってくださいという中で、文教大学の栄養学部の先生や、日大の栄養学部の先生方と介護食というものをつくりました。その2つの事業をさせていただきました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、委員による提案3に対するヒアリングを終了いたします。

本日はお疲れさまでした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でございましたが、事務等の都合により、おおよそ9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案者におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(提案者)

ありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。提案に対する審査に移ってまいりたいと思います。

項目に沿って、基本要件として、「制度の理解度」「事業の理解度」「業務遂行能力」「行政責任の担保」というところですが、いずれも^{さんかく}△かなという感じですね。

理解度については、行政責任との関係もありますけれども、川村委員おっしゃるように、どこまで行政が施策としてやるのかというところの理解、この事業提案の中で提案いただきたいというものに対する趣旨の理解というあたりは十分でないのかなというところです。

あと、事業に対する理解、課題については、質問させていただきましても、大きな意味では、抽象的な意味では、外れてはいないと思いますけれども、市の施策として負うべき行政、地域の課題としての捉え方は、焦点が合っているとは言えないのかなと思います。

遂行能力についても、団体詳細は確認できませんが、お話を伺う中で、実績等々においても、国の関連事業をやっているという点はあるにしても、提案内容を十分に実施し得る能力・体制を有しているという状況ではないかなと思いますので、その点でも劣位評価せざるを得ないかなと思います。

行政責任については、今申し上げたとおりです。

「企画内容」についてですけれども、まず、「実現性」ですけれども、ここは「実施方法」及び「実効性」という点においては、十分にご提案にはなっていないかなと思います。実効的な内容自体がなかなか見てとれないというところで、具体的に今回の提案の中でどういうものを実現していくのかというところについても十分な提案がなかったと思いますので、実現性についても^{さんかく}△ということになるかなと思います。

「市民の利益」としての「サービスの質」「業務効率、コスト削減」「地域活性化」という点ですが、これについては、一定程度、提案者の視点の中でこうあるべきなのではないかというご提案はいただいたかと思いますが、しかしながら、それが中長期的な意味で安定的に継続する、持続するものなのかということ、また、今回のご提案いただいたようなもののメニュー開発が地域の方々にとって本当に必要な形で活かされて、地域の事業者の方々や、関係する方々の収入になっていくのかというあたりは、期待されるかもしれませんが、十分な立証という意味では十分ではないかなと思いますので、「市民の利益」についても少し劣位評価せざるを得ないかなと思います。

「創意工夫」については、「独自性」について、ある意味では個性的な提案であったかなと思いますけれども、それを実施できる根拠なり、具体的な方法という点においての裏打ちがない中で、果たしてその「独自性」がどこまで担保されているのかという点については、十分な確証が得られませんので、

これについても劣位評価せざるを得ないと思います。

「官民の役割分担」については、先ほどの繰り返しになります。税金を投入してまでやる提案としての内容及び水準、それを実施するだけの裏づけがあるかということ、十分ではないと思います。

ということで、「基本要件」及び「企画内容」いずれの面においても難しいということで、提案については不採択ということによろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ここで、休憩いたします。15時から再開させていただきます。

【休 憩】

「④提案1に対するヒアリング及び提案審査」

(藏田委員長)

会議を再開いたします。

次第に従いまして、議題3の「④提案1に対するヒアリング及び提案審査」について、審査を行うにあたり、事務局より、提案概要について、事業所管課の感じる課題等についてご説明お願いいたします。

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料5提案①となります。

提案者の提案内容に合致する業務については前の提案と同様現在本市では実施されてはいないという状況になってございますが、事業目的が合致するものにつきましては、①健康教育事業、②栄養改善事業、③食育推進事業となっており、それぞれにおいて、講演会や普及啓発等を中心に記載の内容を行っているところでございます。

事業費につきましては、今申し上げた内容に該当する費用を計上しております。

先ほどのご提案と同様こちらの提案につきましても、ある意味では新規事業という色合いが非常に強いものとなっておりますので、現在の業務と提案の内容どちらの業務を市として実施していくかという点を踏まえた中でご審議をお願いできればと思います。

では、事業所管課の方から提案に対するご意見等につきましてご説明お願いいたします。

(事務局) (健康増進課 前田課長)

健康増進課よりご説明いたします。健康増進課長の前田と申します。よろしくお願いたします。

今回ご提案いただいております内容につきましては、神奈川県からの「市町村健康事業補助金」の交付対象ではないため、歳入の減少が発生することとなります。そのため、ご提案の事業に対しての現在と同等の事業費の充当は難しいものとなります。

また、長年にわたり、食生活改善推進員を市として養成をしてきておりますが、今回のご提案の内容を実施した場合、その養成ができなくなります。その結果、食生活改善推進団体との協力により、これまで実施してきた様々な事業の継続も難しくなってくるものと考えております。また、当該団体との協力関係の継続にも問題があると考えております。

ご提案でございます「ちがさき食と健康のネットワーク構築事業」につきましては、当該事業を開始した場合、3年で終了することは難しく、そのまま事業継続をした場合、社会状況が変化した際に柔軟に対応することが困難となります。また、事業の対象を会員とされておりますが、市として事業を実施していく場合の対象は市民全体となることから、市民全体に向けた事業を廃止し、この事業に置き換えることは難しいものと考えております。

次に「地場産スマイルケア食による高齢者・シニア世代の健康づくり事業」につきましては、健康増進課の健康づくりの事業は、健康増進課の母子保健事業の対象と高齢介護福祉課の事業の対象でカバーできない壮年期の市民が参加できる事業を基本としているため、市民全体が参加できるように行っている事業を廃止し、高齢者を対象とした事業に置き換えることは困難なものと考えております。

このご提案に対して総括的に申し上げますと、ご提案の内容を実施した場合、健康増進課で行う健康増進・栄養改善・食育のすべての事業費がこの提案事業に回ることとなるため、健康増進課の事業の実施ができないなど、大きな影響を及ぼすこととなります。加えて、事業提供対象が狭まり、また、これまで、各種団体に有償または無償でご協力いただいていた事業を廃止または休止をし、提案事業実施することは、今後、様々な市民、団体と協働して事業を進めていくうえで問題が生じることとなると考えております。また、自ら費用を捻出して健康増進等の事業を実施している他の団体との公平性も勘案する必要があり、本件のような取り組みにつきましては市民提案型の協働事業で検討することが好ましいと担当課としては考えております。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

質問じゃないんですけども、担当課が言っていることはもっともだと思います。ただ、提案とは別に、制度そのものを考えなければいけないと思うんですけども、今やっている事業がこういう理由だ

からやめられないというのは確かにあると思います。でも、もし提案がもっと市民にとって、今やっている事業よりプラスであれば、それは今の事業をやめてでもやるべきだという認識は大丈夫ですよ。

(事務局) (健康増進課 前田課長)

はい。今回、ターゲットの部分がもともと狙っているところとずれてきてしまうというところが私たちのほうでも懸念をしているところでございます。

(川村委員)

そのとおりですね。それについては、ここに書いてあるとおり、「会員」と書いてありましたから、そこは私もちよっとまずいのではないかなと思って提案者に聞こうと思っています。この提案とは別に、基本の考え方として、今やっている事業よりも市民にとってプラスになるのであれば、仮に関係者が何人かいて、その人たちを説得してでも今の事業をやめて、市民にとってプラスの事業をやるべきだというのがこの制度の趣旨だということは理解していただきたいということです。それから、今、課でいただいている予算がこれに全部いってしまって、他の仕事ができなくなってしまうというのも、担当課の心配としてはそのとおりかもしれませんが、市全体で考えれば、他の仕事も必要であれば予算をつけるし、これも市民にとってプラスであれば予算をつけるというのが行政としての考え方だと思います。ですので、その辺は、今やっている仕事ができなくなってしまうという理由は少し弱いと思います。ただ、それ以外の理由は、先ほど言った一つの例で言えば、まさにそのとおりだなと思いました。

(藏田委員長)

この提案については、事前に健康増進課さんとやりとりはされていらっしゃるけれども、なかなかその部分がうまく伝わらなかったということなんですか。

(事務局) (関谷担当主査)

今回、この後にご入室していただきます団体につきましては、先ほどの団体も同様ですが、産業振興課も、健康増進課も含めた中で、制度の趣旨等については説明させていただいた経緯はございます。

(藏田委員長)

わかりました。

よろしいでしょうか。それでは、提案1の審査の方に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局をお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

お待たせいたしました。ただいまから提案1に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。5分たちましたら事務局で手を挙げますので、挙がり次第、簡潔にまとめていただければと思います。説明の後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、公正な審査を行うため、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようにご注意いただければと思います。

それでは、準備ができましたら説明をお願いいたします。座ったままで結構でございます。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。それでは、これから質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様、よろしくお願いたします。

(川村委員)

川村と言います。よろしくお願いたします。ご提案ありがとうございます。

結構長い文章で、理解がなかなか難しかったんですけども、何点か確認させてください。

まず、1点目の「1) ちがさき食と健康のネットワーク構築事業」ですけれども、これは、提案内容によりますと、まず、団体や大学関係者等がネットワークを構築して、その後、そのネットワークが事業展開を図ると書かれています。次の2ページには、ネットワークの対象者である団体さん等が書いてあります。事業内容を見ますと、このネットワークの会員への情報提供、会員の交流会、料理などの体験教室の実施と書いてあります。そうすると、これだけ見れば、会員を対象にした事業なのかなと受け取れてしまいました。行政の場合は、全体の奉仕者ということですから、市民全員を対象にする事業を展開しています。もちろん、例えば保育園は、保育児童がいない場合には対象外ですけれども、それでも、対象であれば、全員に門戸が開かれているわけです。こういった会員だけのサービス提供に税金を投入することに対して、少しどうかなと、これを見させてもらって疑問を持ったところです。

2点目の「地場産スマイルケア食による高齢者・シニア世代の健康づくり事業」ですけれども、これは今ご説明がございましたが、そういったものをもう既に国の交付金をもらってやっていて、これをさらに普及していくという事業だと思いますが、それでよろしいのかどうかを確認させていただきます。

最後に、「メリット・効果」ですけれども、5点書いてありますが、これを一通り見させていただいても、「より効率的で充実した質の高い」だとか、抽象的な表現で効果について書いてあります。収支

予算によると、約1,000万円かけてということですが、市として税金を投入するわけですから、当然のことながら、リスクを負いたくないですね。ですから、明確にできない部分もあるとは思いますが、ある程度ここで、こういったいくらの効果があるとか、高齢者の対象がこれだけいて、この方たちに全部やっていけば、これだけ健康寿命が伸びるとか、もう少し具体的な「メリット・効果」がないと、市としてのリスクを考えたときに1,000万円をかけるのに対して、少し不安があります。その辺のお考えについて、お聞かせいただければと思います。今、何点か質問してしまいましたが、よろしくお願ひします。

(提案者)

最初の質問の、会員への情報発信についてですが、「会員」と書いてありますけれども、スタートの段階では確かに経験や実績に基づくノウハウや知見を持っている事業者の人、あるいは大学の関係の人、あるいは市民団体などが中心になりますけれども、基本的には、茅ヶ崎市の住民、市民全体に対して、誰でも入れる、誰でも会員になってもらいたい、そういった意味での「会員」です。市民全体ということで我々は考えています。ただ、最初から大きく広げても、すぐにはなかなか地域住民の人たちにもその考え方、活動が行き渡らないので、経験のある人や知識のある人たちが中心になって、まずはスタートしていきたいと思っています。今現在も我々はそれを少しずつ進めてはおります。

また、メリットなどについては、具体的な内容について、数値的なものや金額の内訳がいまひとつ十分ではないということだと思います。我々の事情から言いますと、ちょっと時間的な制約もあって、データが十分そろっていない段階だったので、提案の中には、数値、いわゆる金額というものが明確になっていないことは事実なので、今後、それをブラッシュアップしていくことは必要だと思っています。

(川村委員)

もう一つ、「2) 地場産スマイルケア食による高齢者・シニア世代の健康づくり事業」は、現在、国の補助事業でやっているというお話を先ほど聞きましたけれども、これを普及させるという事業でよろしいのかということです。

(提案者)

まさにそうです。国の事業は一応終わりました。新しい介護食関係について、地域として、全国で4か所、千葉県と四国と三重と茅ヶ崎が選ばれて、取り組みました。しかし、あくまで実証事業なので、国としては、今後の高齢化社会の重要な施策の一つとして、スマイルケア食を推進してほしいということで、国の政策なので、これを我々は今少しずつ取り組んでいるのですけれども、十分ではなく、我々及び我々のメンバーだけではとても、収益のことも含めて非常に時間がかかっています。行政の施策を連動させることができれば、加速できるのではなかろうか、また、国の政策にも応えていけるのではないかと考えております。

特に、介護保険の大改革が今行われていますので、特に地域の人たち、地域の食材を使ったものなど、地域の力をとにかかく活用してくれと。地域の人たちの力と、それぞれの工夫による介護食によって、なるだけ健康になって、そして健康寿命が延びるように頑張っ、それによって介護保険が少なく、医療費が削減できるということが目的で、ちょっと大き過ぎる目的で、我々にはとても難しいところなんですけれども、茅ヶ崎地域として選ばれた以上は、それを少しでも進めていくというのが我々の役目だと思って、現在、行政のほうにお願いしているところです。

(川村委員)

話は大体わかりました。確認ですけれども、これはあくまでも両方とも委託事業です。協働の要素がみえましたが、協働ではなく、この事業は2つとも委託事業という提案なわけですね。ですから、行政側は、もちろん委託費は出しますけれども、こういった内容で仕事をやってくださいという仕様書をきちっとつくって、その内容に見合う仕事を委託してやっていただく。行政側は基本的にはタッチしないで、全てやっていただくという事業だということは十分ご理解いただいていますよね。

(提案者)

はい。大丈夫です。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(提案者)

もうちょっと補足してもよろしいですか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

どうぞ。

(提案者)

すみません。質問がなかったもので、ちょっと補足をさせていただきます。

この4月から茅ヶ崎市が保健所政令市になりました。市民の健康の拠点であります保健所というのが、保健行政をどのような形で市民に対してやっていくのかという、市民サービスの見える化というものをぜひ進めていただきたいなと思っておりました。そこで、私たちも介護食とか、そういう経験がございましたので、市民にとってどのような形で食をとっていったら健康になるのか、食育というものを大きなくくりの中でボンとやるよりも、個人が自分の健康をしっかりと考えていくという意識づけをすることがすごく必要だなということを考えました。できれば、行政の中で、毎日の食の中から市民の健康に

ついてしっかりとその人がわかりやすい状況ができるように、検査も含め是非取り組んでいただきたいというところで、「腸活プロジェクト」というのも提出期限後ではありますが追加したのですけれども、期限後ということで追加されなかったのも、腸内活動という大切さとか、その結果からどういう食物が大切だとかというところから、農業とか六次産業とか、そういうものにも進んでいくんじゃないかなというところも含めて、ご提案をさせていただいたという次第でございます。以上です。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、委員による提案1に対するヒアリングを終了いたします。

本日はお疲れさまでした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でしたが、事務等の都合により、おおよそ9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案者におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(提案者)

ありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。意見をまとめてまいりたいと思います。

前の提案とほぼ同じかなと思います。

(山本副委員長)

はい。

(藏田委員長)

「実施体制」を含め、今回、川村さんが聞かれた、「制度の目的や事業に対する理解度」は十分ではないかなと思います。補助とか協働事業とか助成事業で、民間主体であれば、ないことはないのかもしれませんが、今回、そういう意味では、その部分に少しずれがあって、それゆえに、現状の市の課題なり、やっていることに対する理解も十分されていないかなと思います。

「業務遂行能力」についても、回答がありましたように、現体制では十分な体制ができていないので、市に協力してもらいながら進めたいということをおっしゃっていましたが、それは委託を任せていくには十分でないかなと思います。

その点で、それを委託するという行政側の責任をしっかりと理解した上での提案とはなっていないかと思しますので、「基本要件」については、いずれも劣位評価せざるを得ないかなと思います。

「実現可能性」について、「市民の利益」「創意工夫」についても、前の提案と同じですね。内容が抽象的であるということと、特色はあるかもしれませんが、それ自体にどれくらい信頼性があるのかという点においては、十分な証明がございませんでした。

また、「サービスの質」も同じですね。

「コスト」についても、補助を含めて考えたときに、むしろ財政支出増になってしまうということであれば、なかなか優位評価するのは難しいということがございますので、全体としての評価としては不採択ということで、意見としてまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ここで5分ほど休憩とさせていただきます。

【休憩】

「⑤提案5に対するヒアリング及び提案審査」

(藏田委員長)

それでは次第に従いまして、議事を進めてまいります。議題3の「⑤提案5に対するヒアリング及び提案審査」について、審査を行うにあたり、事務局より、提案概要について、事業所管課の感じる課題等についてご説明お願いいたします。

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料6提案⑤となります。

ご提案の内容に合致するものと考えられる業務といたしましては、①地産地消推進事業、②市民農園・家庭菜園事業、③食育推進事業であり、内容については記載のとおりです。

事業費については、地産地消推進事業については、団体に対する補助金がほとんどであるため、買い物ツアーなど事業費となっている部分のみ計上しています。

性質的には、こちらのご提案につきましても前のご提案と似たような性質の部分もございます。その点については先ほどと同様に、現在の業務と提案の内容どちらの業務を市として実施していくかという点を踏まえた中で審議いただきたく思っております。では、農業水産課からご説明をお願いいたします。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

地産地消推進事業ですが、資料に所管課の意見として書かせていただいたもの以外に、2番の「地域の食をめぐる『おいしい茅ヶ崎さんぽ』」についてですが、当課では、マップについては非常に充実しております。新たな作成の必要性は感じていないところであります。また、提案していただいている事業内容については、旅行業法上の整理が必要な案件であると考えております。

また、地産地消推進事業については、基本的に今決まっている農業まつりや、その他の委託費以外ですと、基本的には消耗品費のみとなっておりますので、その中で事業を行っていただくのが大前提であると考えております。

市民農園・家庭菜園事業につきましては、現在、当課では8つの家庭菜園を管理しているところです。提案されている家庭菜園事業については、この内容だけだと、何個の菜園を管理するのかがわからないところではあるのですが、基本的に8つの菜園全部をこの値段で管理できるのであれば、非常に有意義であるとは考えております。1菜園のみですと、ほかの7菜園の管理ができなくなってしまうかなという懸念があります。農業水産課としては以上になります。

(事務局) (健康増進課 前田課長)

引き続き健康増進課よりご説明いたします。

食育につきましては、食と健康との関係、農業・漁業等、食の生産、食文化、食の安全など、取り組む範囲が広いため、庁内各課や市内外の多くの団体等により様々な取り組みが実施されております。その中で、食育推進計画を所管する健康増進課の当該事業がすべて委託となることは、これまで実施してきた事業の内容を勘案すれば難しいと考えております。また、これまで健康増進課の食育事業にかかわってきた事業者等との連携が3年にわたり途切れてしまうことは健康増進課として食育推進事業を実施するうえで大きな損失となると考えます。

本事業を市の事業として委託し、現在健康増進課が実施している事業に置き換えることは、自ら費用を捻出して自主的に食育事業を実施している団体との公平性も勘案する必要があります。本件のような取り組みにつきましては市民提案型の協働事業で検討することが適していると考えております。

(藏田委員長)

ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等がありますでしょうか。

(川村委員)

1点だけ農業水産課さんにお伺いしたいのですが、ここの説明に書いてある、年2回の買い物ツアーで、毎年定員を上回る応募ということですが、定員は何人でやっているんですか。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)
定員は20名です。

(川村委員)
それを上回る応募ということで、応募者はどのくらいあるんですか。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)
今年度で言いますと、80名程度です。

(川村委員)
ありがとうございます。

(藏田委員長)
他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、提案5のヒアリング及び提案審査に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局をお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)
お待たせいたしました。ただいまから提案5に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。5分たちましたら事務局で手を挙げますので、挙がり次第、簡潔にまとめていただければと思います。説明の後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、公正な審査を行うため、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようご注意ください。

それでは、準備ができましたら説明をお願いいたします。座ったままで結構でございます。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)
ありがとうございました。それでは、これから質疑応答に入らせていただきます。委員の皆様よろしくお願いたします。

(川村委員)

川村と言います。どうぞよろしく申し上げます。今回ご提案いただきありがとうございます。

いくつか確認をさせていただきたいのですが、まず、この提案は、1から3までがイベントをやりますという提案、4が今現在市でやっている菜園をこういう形で活用しますという提案という理解でよろしいでしょうか。

(提案者)

はい、結構です。

(川村委員)

一般論として聞いていただきたいのですが、こういったイベントの開催の場合は、当然、参加対象が市内全員で、来れば皆さんが参加できるということじゃなく、ある程度人数を絞って、何人参加というかたちが一般的かなと思います。そういった場合には、他の市ではきっと、受益者負担として参加料をいただいてやるというのが多いのかなと思います。もちろん無料の場合もあるのかもしれませんが、ここで見させてもらうイベントですと、どこかで自分たちで食べるとか、そういうことで受益があるわけですから、一定の受益者負担をいただいても、これは税金の使い道としてはいいのかなと思っています。

これを4,790,000円の税金を投入してやるとしたとき、これは委託事業であり、委託事業というのは、市の仕事を市からやってくださいという契約のもとにやるという前提です。そうしたときに、受益者負担というのは一切考えないですか。例えば、1番の「食に関わる人を知る『茅ヶ崎おいしい出会い』」は、1回当たり70,000円ですから、何人参加するかはわかりませんが、仮に30人参加するとなれば、この70,000円を30人で割れば2,300円くらいになります。次のやつも30人参加すると1人1,600円くらいです。全額じゃなくてもいいにしても、そういった負担がこういった事業の場合にはあってもいいのかなと私は思ったりもするんですけども、その辺の考え方をお聞かせ願いたいです。

(提案者)

基本的には、今川村委員がおっしゃったように、この金額以外に、食材や消耗品に関しては受益者負担で考えております。ただ、健康増進課の食育の部分の事業であることが前提ですので、今まで健康増進課がやっておられた予算を活用させていただいて、それを越えたところは、受益者負担で全てやっていく予定です。

(川村委員)

受益者負担もこの中に入れていくんですね。今の年間予算額が合計4,790,000円で、もちろ

んこれは事業採択の可否の決定後、この募集をかけるわけですから、どうなるかわかりません。ただ、我々はこの段階で費用対効果ということをちゃんと考えた上で、これを採択するかどうか考えなければいけないので、この資料に基づく金額の話をさせていただいていますけれども、これ以外にもお金は受益者にいただくわけですから、総経費としてはもっと高くなるということですか。

(提案者)

そうです。

(川村委員)

その辺の積算もしてあるんですか。

(提案者)

いえ、受益者負担で募集する人数等はまだ考えていません。だから、総額というものは出ていません。ただ、基本的に効果がある、ないというのは、健康増進課がやっている食育、農業水産課がやっている地産地消の推進、そのような単体でやるものをまとめると、参加する方が増えると思います。大勢参加すれば、参加費を低く抑えることができますけれども、10人しか来ないときに100,000円の食材等を用意したとしたら、1人10,000円になってしまいますので、できるだけ大勢参加できるような仕組みをつくっていきたくて考えています。

ただ、この企画提案では、行政が今まで使っていた費用、その中をどう活用できるかという部分のところに関して、我々市民提案としていろいろな形をやっていきたくて思っています。

言ってみれば、2ページの「メリット・効果」という部分の真ん中あたりですけれども、食・農については、行政のいろいろな役割分担においては別々の活動として連携がとりづらい点があったと推察をいたします。食はさまざまなテーマとの掛け合わせによって相乗効果を期待できるテーマであり、例えば、地産地消、食糧自給率の向上、農地保全、医療福祉、子育て、これ以外にスポーツ、そういうようなものを全て組み合わせてやっていかれると思います。しかし、それぞれの単課でやられている部分だと、このつながりがほとんどありませんから、集客も決して強いものだとは思っていませんし、付加価値のあるイベントになかなかないと思うので、そういうようなものをこの中でつくり上げていきたくて思っています。

(川村委員)

行政は縦割りですから、自分の課の仕事を単独でやります。それに横串を刺して、同じような仕事、関連する仕事はいっぺんにやるというのは、本当におっしゃるとおり、考え方はすばらしいと思います。

ただ、今、「メリット・効果」のところを読んでいただきましたけれども、税金を使ってこの仕事をやっていただく、まさに市税をこの事業に5,000,000円投入することに対して、どれだけの効

果が出るかということは、行政側としてみたら、市民の方への説明責任が当然あるんですよね。現状の提案書の中の「メリット・効果」だけですと、思いやこうなるだろう、こういう効果が期待できるだろうというのはわかりますが、定量的なものがここではわからないし、記載されていないので、これを市民の方に5,000,000円の効果という面で説明するには、私は少し弱いかなど思っているんですけども、いかがでしょうか。

(提案者)

それは痛切に感じます。なぜかと申しますと、企画提案書が採択されるか、されないかという当団体の提案書は、この中で可能性があれば、プロポーザルでこの後出てくるものだと思うんですね。そのときに、どこよりも採択されるような企画書にしていきたいとは思いますが。でも、今の段階でここまでこの事業の中で参加者を何人だとか、企画を全部つくり上げて予算をつくっていくというのは、現況では非常に難しいと思います。各課の予算というのも大まかはお聞きしましたがけれども、例えば、地産地消という事業の中で、農業水産課は25,000,000円の費用を持っているんですけども、こういう業務に使っていただく費用としてはほとんどないという話がありましたし、食育のほうもそうです。180,000円なら予算はあるとおっしゃっておられるんですね。そういうような中で企画をつくっていくには、自主事業をこの中に入れ込んで、会費を取っていく、運営費を見つけていく、そういうような事業を創出していく形をとらない限り、難しいとは思っています。だから、今回はプロポーザルではありませんから、現時点でうちではそこまでの企画書は書き上げていないというのが事実です。

(川村委員)

おっしゃることはよくわかりました。このヒアリングにおいてお願いするということにはなっていないから、人・モノ・お金・時間、そこまではかけられないというのはよく理解できます。そうはいつでも、我々は外部の委員としてこれを採択するかどうかを決めなくてはいけないので、そのためには、税金を使うという前提のコスト意識というのは持っていないといけないものですから、そういう質問をさせていただきました。認識はわかりました。

(山本副委員長)

今の1から3の食育のほかに、4という形で市民農園についてという記載がございますけれども、こちらでおっしゃっている市民農園については、現在市内で行っている農園を全部一括して管理しますという意味でしょうか。後ろのほうの予算を見ると、新たに農園をつくるような形で見受けられるんですけども、この点、どちらを考えていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

(提案者)

全ての市民農園を対象にしたことではありません。これは1つの具体的例として、畑1反を考えて、

こういう企画でやっていきますということです。

(山本副委員長)

そうすると、現状である市民農園の中の1カ所をということでしょうか。それとも、今あるものはそのままで、新たにどこか場所を使ってということでしょうか。

(提案者)

はい、そうです。例えば、耕作放棄地とか、耕作放棄予定地とか、就農放棄など、そういうような土地を使ってやっていくということです。今の市民農園は、茅ヶ崎市は、基本的に30坪当たり、平均で年間の使用料が20,000円ぐらいでそれぞれの農地を貸している形をとっています。もっと市民が農と触れ合いたいという中には、農家の指導があったり、畑へ来るのにも身軽に来れたり、そういうようなことをしていくために、会場費、講師謝金、農機具一式、こういうようなものを全部の費用の中から創出していくということです。参加費680,000円というのは、先ほど言われましたけれども、受益者負担として一般の市民の方に負担していただいた中で運営していくことです。

(山本副委員長)

わかりました。本来、ここで提案していただいたものについて事業課として考えるのは、市でやっていることを民間がこういうふうに委託を受けられようまくできるということです。だから、今やっている市民農園をうまく民間に委託するとこうなるという提案でしたら、数字的にはわかりやすいのですが、今おっしゃるように、新たに場所を借りて、その場所を使う人に関してはこういうふうにしますという、一部限定という形ですよね。

(提案者)

そうです。

(山本副委員長)

ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。委員長、お願いします。

(藏田委員長)

ご提案ありがとうございました。冒頭に構成員の方々は経営者の方が多いので、今日はというお話をされていらっしやいましたけれども、今回ご提案いただいたこういう事業を実施する体制といいます

か、関連する実績ですとか、そういったようなものもあればお教えください。

(提案者)

現状、ふれあい畑塾という名称で40区画やっています。茅ヶ崎市の農業水産課にご協力をいただきまして、一般の市民農園とは別に、うちのふれあい畑塾という仕組みを、市のメーリングリストで待機の方々に流していただいたり、そういうような形で畑塾というのを運営しております。これも農水省の「「農」のある暮らしづくり交付金」を活用し、農とふれ合いたい市民の方々と出会い、かつ、農家の所得を増やす、耕作放棄地をなくしていく、そのような形でやっている事業があります。農家さんもおられますし、農家さんのお手伝いをしている方もいますし、畑塾の中から、今後、農家に転じていこうという方もいらっしゃると思いますので、そういう方々をどんどん市民農園の中のミニ講師、サブ講師のような形にしていければいいなと思っています。

市と連携するというか、この中で市民農園という形でやっていくとなると、情報としてもだいぶ入ってくるようになると思いますし、耕作放棄地、耕作放棄準備農地の農家さんたちといろいろ話をしていくこともできると思います。

あと、もう一つ、基本的には六次産業化という話がありますがけれども、消費者の六次産業化ということを目指していて、ふれあい畑塾の中でやっているメンバーの中から、レシピをつくり始めたり、消費者にどんどん地産地消の推進とか、新鮮な自分のつくった野菜を売ってみるマルシェも今でき上がりつつあるというふうになってきています。そのような形で、参加している方々が食とふれ合う、食と農、食育、そういうものに関していろいろな発展系があるような市民農園の形にしていきたいということで、今回ご提案をさせていただきました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、委員による提案5に対するヒアリングを終了いたします。本日はお疲れさまでした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でございましたが、事務等の都合により、おおよそ9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしく願いいたします。提案者におかれましては、ここでご退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(提案者)

ありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。続きまして、提案に対する審査に入ってまいりたいと思います。
前回と同じ形ですかね。

(山本副委員長)

同じです。趣旨も目的もちよっと違います。

(藏田委員長)

そうですね。趣旨、目的、現状の理解は十分とは言えません。「実施体制」については、ふれあい畑塾について、今、ちょっとネットで拝見しましたがけれども、それなりに費用も取ってやっていらっしゃるということで、実績は、市民農園の部分についてはおありになるかなとは思いますが。何より提案の対象自体がちょっとずれてしまっているので、今回ご提案いただくもののうち、部分的には実績があるというぐらいの形かなということですね。

あとは、市民農園の運営を、例えば民間で委託を受けてうまくやるとか、NPOさんの役割をさらにノウハウを活かして、質を高めるという提案であればいいのですけれども、その点は行政責任との仕分けも十分できていないかなと思いますので、「基本要件」のいずれの項目についても劣位に評価せざるを得ないのではないかなと思います。

「実現可能性」についてですが、現状、委託でない事業を委託に持っていくというのは、もともとかなりハードルが高いわけですが、具体的な即効性のあるいい提案があればということではあります。趣旨、方向性については一定の理解はできるかとは思いますが、いい提案というレベルにはまだ達していないかなということで、今回の提案として採択にしようとするに足る積極的な実現性の説明はなかったかなと思います。

「サービスの質」及び「業務効率」「コスト削減」「地域の活性化」等の「市民の利益」については、具体性の問題ですね。川村委員の質問に対して、現状において全て詳細な立証まではできないですし、それぐらいのコストをかけるまではなかなか至らないというところも理解はしますけれども、一方で、そういう記載が一切ない中で、果たして質がどうなのか、費用対効果がどうなのかと問われたときに、客観的に、積極的にそれがあると評価するのはなかなか難しい状況にあらうかと思います。

「雇用効果」についてもそうですね。一定の定性的には効果が期待できるかもしれませんが、具体的にどうなのかというところでは、限定的に評価せざるを得ないかと思います。

「創意工夫」の「独自性」についても、これも一定のこれまでのご経験や実績を踏まえた気づきの中からの提案であるということはもちろんわかるわけですが、評価に足る独自性といえますか、積極的な内容になっているかというところ、十分ではないかなと思います。

「官民連携の役割分担」についても、最初の「基本要件」と同じですけれども、十分に委託化の内容としての提案には整理できていないかなと思うので、この点も評価できないと思います。「企画内容」

についての「実現性」「市民の利益」「創意工夫」の3点において限定的な評価しかできないということ
で不採択ということによろしいでしょうか。

(川村委員)

それでいいと思いますが、1点だけ確認させてください。イベントは、私からすれば論外ですけども、市民農園は、担当課の地産地消推進事業の中で、耕作放棄地を職員が畑として管理するのに、年間を通して多くの時間を費やしていますということが資料に書いてありました。これにかなりお金を、時間を費やしているということは、人件費を費やしているということになると思いますから、この提案により、もしこういうことをやらなくて済むのであれば、それはそれでいいのかなと思うんですね。先ほどの提案ですと、今あるものではなく、耕作放棄地や就農放棄地など新たな場所をやるという話ですので、委託としていくことはなかなか難しいかもしれません。その前に、先ほどおつき合いがあったと言っていました、今、あの方たちがやっているふれあい畑塾の土地は誰の土地なんですか。NPOが持っているんですか。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

それは農家さんが持っている土地です。

先ほどのお話で、うちが、他の市民農園であふれた人をあっせんしているようなお話をしていましたけれども、そういうことは特にやっていません。

(藏田委員長)

情報提供をご協力しているということなんですね。メーリングリストに紹介をしていただくと。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

通常の市民農園ですと、市のホームページで募集したりしているんですけども、ふれあい畑塾は市民農園ではないので、特に市で何かアピールしているとか、そういうことはないです。

(川村委員)

言いたかったのは、耕作放棄地を職員が管理しているのであれば、市の委託ではなくて、あの方たちが今やっている事業と同じように、民間から土地を借りて、やっていただくと、市としてはいいのではないかと思ったのですけれども。

(山本副委員長)

こちらで言っている放棄地というのは、市民農園を借りているけれども、やっていないと言われているところのことですか。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

今、所管課の意見として1番目に書いている農業漁業体験プロジェクトで行っているものは、耕作放棄地だったところを耕作しまして、そこに市民の方を募集しまして、収穫体験とか、そういうを行っています。

(川村委員)

普段の管理ということなんですね。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

はい。毎回体験者さんが草取りとかをしてくれるわけではないので、そういう普段の管理をやっているということです。

(川村委員)

提案とはまるっきり離れてしまいますけれども、耕作放棄地をこの方たちが独自で所有者の人に話して、こういうことをやるのは、市としては全然問題ないですよ。

(事務局) (農業水産課 岡崎課長補佐)

個人的にやられるのは問題ないです。

(川村委員)

わかりました。結構です。

【休憩】

「⑥提案6に対するヒアリング及び提案審査」

(藏田委員長)

それでは次第に従いまして、議事を進めてまいります。議題3の「⑥提案6に対するヒアリング及び提案審査」について、審査を行うにあたり、事務局より、提案概要について、事業所管課の感じる課題等についてご説明お願いいたします。

(事務局) (関谷担当主査)

それでは資料につきましては、資料7提案⑥となります。

本提案については、現在提案型民間活用制度テーマ設定型ですでに実施している「狭あい道路調査等業務」に「道路維持保全点検業務」を併せて行う提案となっています。未然防止の観点から事前に道路の点検を併せて行うことで、苦情が発生する前に対応することができ、市民サービスの向上、対応する職員の業務の軽減につながることを期待できます。

事業予算につきましては、プラスされている部分の該当予算はないため、これまでの委託内容の予算との比較となっています。

従事者数については、スキームが変わるものではないので^{ゼロ}0としていますが、先ほど申し上げた通り苦情発生件数等の削減につながる可能性があるため、職員の業務の削減が期待できます。

では、事業所管課の方から提案に対するご意見等につきましてご説明お願いいたします。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

提案型民間活用制度の民間委託化提案に対する意見について、事業所管課の道路管理課よりご説明いたします。

今回事業者より提案のありました「狭あい申請及び確定図確認業務」「自主後退協力要請業務」については、すでに平成27年度から提案型民間活用制度テーマ設定型事業の「狭あい道路調査等業務」として実施しています。当該地の現地調査、調査表の作成、現地写真の納品、土地家屋調査士及び工作物補償算定業者に委託依頼するための資料作り及び境界面定図の納品等の業務を事業者が実施することにより、職員の事務負担が軽減され、職員の工数や時間外勤務の削減など、大きな効果につながっています。

自主後退協力要請につきましても、民間事業者の知識やノウハウを活用し、効果的・効率的に実施されていると評価しています。

また、今回新たに提案のありました「道路維持保全点検業務」については、現在、道路管理課の現業職がダンプで幹線道路のパトロールを実施しておりますが、パトロールを実施することが困難な狭小な市道について、防災上優先順位が高い路線を選定し点検することで、修繕箇所を早期に発見することが可能となるため、穴あきや舗装の劣化や損傷による事故を未然に防ぐことが考えられます。

また、現在は、職員が通報を受けてから破損個所の資料作成や現場確認等を実施しておりますが、それに要していた時間が削減され、職員の事務負担の軽減が期待できます。

道路管理者として、市道の維持保全点検を業者へ委託することは、道路の適切な維持管理に非常に有効なものであると考えております。

民間事業者の持つノウハウを活用することで、市が実施するよりも効率的かつ効果的な業務が可能となり、更なる市民サービスにつながるものと考えます。以上でございます。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。今のご説明に対して、質疑等はありませんでしょうか。

(川村委員)

今回の提案内容で、道路維持保全点検業務について、20線となっているんですけれども、市内にはどのくらい路線があるのでしょうか。そのうちの20線という意味なんですか。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

路線の数と言われると。

(川村委員)

例えば、道路台帳でいくつあるとか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

路線の数ということではなくて、ここでも書いてありますけれども、約670キロございます。それを何箇所かに分けて路線をつけております。

(川村委員)

では、この20線というのは全体を言っているんですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

その中でよく穴があくようなところを選定するというので、全部で20路線ということはございません。まだまだいっぱいあります。

(川村委員)

そういう意味なんですか。じゃ、市内全体の中で、実際、委託しない部分はいっぱいあるわけですね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

そうですね。

(川村委員)

全体で言えば、優先順位が本当は1位じゃないかもしれないわけですね。委託していないところで大きな穴があいている可能性もあるわけですね。

それから、「自主後退協力要請業務」ですけれども、これは、今までもやっていて、今年で委託期間が終わりだから、来年からは別の業務とセットでという意味だと思うのですが、先ほどのモニタリングのときには確認しなかったのですが、自主後退、要するに道路の幅員を広げるという市としての優先順位というのは何かないのですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

基本的には持ってございません。地元でここを広げてくれとか、要望のあるところにつきましては、路線選定してやっているところもございます。

(川村委員)

それは別予算でやるんですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

この中でやらせていただいているところがございます。

(川村委員)

それは業者に伝えるんですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

はい。ですから、それを職員でやるか、委託するかというのは、出たときに検討します。今北部で1本やっているんですけども、そこについては職員でやらせていただいております。

(川村委員)

優先順位の高いものは、業者に言って、ここを優先でやってくれということは伝えているわけですね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

はい。

(川村委員)

それから、相手が了承すれば、できるだけ早いうちに対応が必要で、了承したものをずっと放っておくわけにいかないと思います。それについては、用地買収となると思うんですけども、買収費用というのはかなり予算措置されているんですか。それとも翌年回しなんですか。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

年度の予算内で行います。

(川村委員)

ということは、予算を超えるような成功がいっぱいある、先ほどは実績4路線と言っていましたが、もっといっぱい成功したという場合、今年買えないということもあるわけですか。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

そのような場合には、補正でやっております。

(川村委員)

そのぐらいの意識であるということですね。

(事務局) (道路管理課 布田主幹)

翌年回しにすることはございません。

(川村委員)

それから、最後にもう一つだけよろしいですか。道路の保全点検について、この段階ですと、例えば、郵便局と協定しているとか、地域の自治会と協力しているとか、宅配さんと協力しているとか、普段回っているときに何かあったら教えてくださいということで、協定書を結んでいるところが多いんですけども、茅ヶ崎市さんはそういうのはないんですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

郵便局とは、協定は結んでおりませんが、依頼をしております。以前から依頼を出しており、私が課長になってからも3年前くらいに再度依頼を出しています。「わかりました」とは言ってくれるのですが、ただ、業務の郵便配達の手間にやるので、これまで1件もございません。職員もやっておりますが、うちの職員が発見したときには、仮復旧の穴埋めの合材を持っておりますので、それで直してしまいます。時間外でも事故が起こるとまずいので、通報があり次第すぐにうちでは行っております。

基本的に金銭をお渡ししないと、なかなか自分の家の前の穴があいていても、通報はいただけません。いつも通っているところでもその方が転んでしまったりすると、うちで補償を払わなければいけないです。業者に対してもお金を出さないと、なかなか通報もいただけないという時代になっておりますので、今回、自由提案型で提案していただいたので、狭あい道路事業の中で細かいところに目が行きますので、お願いできればと思っております。

(川村委員)

現状、お金をかけないと効果が出ないから、お金をかけてでも市民の安全を守ろうということですね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

そうですね。

(川村委員)

わかりました。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、提案6の審査の方に移ります。ヒアリングの進行につきましては、事務局をお願いします。

【提案者の入室】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

お待たせいたしました。ただいまから提案3に対するヒアリングを行います。

まず提案者様より、提案書に基づき提案の補足説明を「5分程度」でお願いしたいと思います。5分たちましたら事務局で手を挙げますので、挙がり次第、簡潔にまとめていただければと思います。説明の後、引き続き質疑応答を「15分程度」で行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、公正な審査を行うため、団体名等特定となるような内容につきましては、お話しにならないようご注意ください。

それでは、準備ができましたら説明をお願いいたします。座ったままで結構でございます。

【提案者説明】

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

ありがとうございました。それでは、質疑応答に入りたいと思います。委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

(松戸委員)

新たに行う道路維持保全点検業務ですけれども、この業務については、定期的に回るなど、何らかのスケジュールや計画について、お話を伺いたいと思っています。

(提案者)

今回の点検業務に関しましては、先ほども言いましたが、我々の業種はよく市内を移動しますので、車内目視をした中で、ここの補修が必要かなということを社内で話し合い、かつ、茅ヶ崎市さんの出している防災上優先地区などを加味しながら選定し、道路管理課さんに提案したいと思っています。市民

の要望や苦情がある路線もありますので、その辺も加味して選定していきたいと思っています。

点検方法は、決まった路線に関しまして、概ね100メートルごとに徒歩で目視点検を行う予定にしております。損傷や劣化などがあるところに関しましては、計測、撮影を行って記録し、データ化する予定です。あと、標識とか道路附帯構造物も目視、触診、打音等で測定、撮影を行い、データ化する予定です。以上です。

(松戸委員)

ありがとうございました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(川村委員)

川村と言います。よろしく申し上げます。提案ありがとうございます。

提案書の中の「メリット・効果」の中で、市が管理する道路延長670キロがあつて、そのうち20線について今お話のあつたようなことをやって優先順位をつけるということですが、20線というと、670キロメートルのうちの何キロメートルぐらいを想定しているのでしょうか。

(提案者)

1路線当たりを平均300メートルとしていますが、ただ、今回、防災上最優先のところと、市民からの要望等を最優先に考えていますので、全部を網羅ということはできないかなというのがあります。10キロない程度になってしまうかなと思います。

(川村委員)

確かに所管課から防災上の優先路線や市民要望を聞いた上で、そこを重点的にやるということでしょうけれども、市民要望があれば、そこはたいがい問題があるわけですね。それを優先順位というものもどうなのかという気がしないでもないです。670キロあるうちの300メートルを20線ということになると、6キロですね。これが本当に優先順位づけになるのかどうかということで、ここの効果の書き方としてはちょっと弱いかなという気がします。全線を見た中で優先順位をつけるということだったら、本当に素晴らしいことだし、それには相当なお金がかかることだと思います。今のものでは書き方として、優先順位とまでは言えないのかなと思いました。やるだけの価値はあるとは思いますが。

仮に300メートルを20線やるとして、車ではわかりませんから、まさに徒歩の目視というのが必要だと思います。それを撮影、データ化することですが、当然道路管理課さんに許可をもらった上

にはなると思いますが、データ化したものについてのその後の修繕はどうなるのですか。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

道路管理課で行います。

(川村委員)

なるほど。わかりました。6,000メートルで120万円。目視で歩いて、それを写真に撮って報告するのに120万ぐらいかかるということですよ。積算の詳細は私も理解できていないですし、素人で申し訳ないですけども、若干お高いかなという気がしないでもないです。積算内容については、この事業が採択になって、事業者選定の段階でもう少し明確になるのでしょうかから、現時点ではいいですけども、いずれにしても、一定の効果はあると思いますが、果たして120万円の効果まであるのかどうかというのが、ストンと落ち切っていないです。その辺は何かありますか。

(提案者)

実際この金額は、調査に調査員2人で4時間、資料づくりに1人で5時間と考えて、1路線13時間で考えております。それが対価として高いのかどうかということは課題ですけども。

(川村委員)

積算はわかりました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。

(藏田委員長)

千葉市さんで「ちばレポ」でしたか、スマホで写真を撮って、公共施設等や道路などいろいろなものがGPS情報で反映される、要は、市民が直接調べたものがダイレクトに反映されるというものがあります。それはかなり行政の方もご苦労されてつくった仕組みですけども、そんなものもあります。

素人が見るのとプロが見るのは違うとは当然と思いますが、先ほどの川村委員のご指摘とも関連させて、専門家が見たもののデータがどうやって活かされていくのかということも含めて、もう少しご提案、お考えがあればお聞きしたいです。例えば、データが履歴として残っていくことで、集中するところの路面の材質であるとか、利用状況だとかを分析したなかでのご提案や、中長期的には市民のためになっていくとか、調査した結果がどういうふうに使われるのかというプロらしいご指摘や提案がもしあれば、お伺いしたいですし、そこら辺の活かされ方を少し考えたほうがいいと思います。

あと、例えば、日々回っていらっしゃって、データ化するのももちろんですけども、即時的に小規模な

ものであれば、すぐ我々が対応しますみたいな提案もあり得るのかなと思います。今のご提案は、情報をあげて、職員が効率的に回るための準備をしますということだとは思いますが、市民のタイムラグとか即効性とかということを考えてときに、もちろん無償でやる必要はないと思いますので、出来高だとは思いますが、例えばそういうものについて一定程度即時的に対応できるようなものはすぐに対応させていただきますということを含めた提案も考えられるのかなと思いました。ご提案いただいた内容を見て、いろいろ考えたのですが、そのあたりで、社内でご検討されているようなことがあれば、お聞かせください。

(提案者)

データ化につきましては、今回、初年度ということで活かされることは少なくなってしまうと思いますが、長期的に考えれば、茅ヶ崎の各土地柄に関して、交通量とか、潮風の塩害とか、様々ございますので、何度も同じようなところの劣化や損傷があれば、この地区は損傷が多いから、舗装構成を変えようかという基礎資料にもなるのかなと考えております。

先ほどの即自的な対応についてのご意見ですが、補修に関しては、我々は施工業者ではないので、簡易合材でやったところで、すぐはがれてしまうなど、そこに関しては素人な部分がありますので、そこは今後の課題にさせていただきます。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、委員による提案6に対するヒアリングを終了いたします。本日はお疲れさまでした。今後の流れですが、本委員会での提案審査結果を踏まえ、最終的に市で民間委託化する事業の決定を行います。事業の採択・不採択の結果につきましては当初8月末の予定でございましたが、事務等の都合により、おおよそ9月下旬から10月上旬頃に書面にて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。提案者におかれましては、ご退出をお願いいたします。本日はありがとうございました。

(提案者)

ありがとうございました。

【提案者退出】

(藏田委員長)

お疲れさまでした。では、評価をまとめてまいりたいと思います。

「基本要件」については、これまで実績もおありになるということと、状況もよく理解されていらっしゃるのので、「制度の理解度」「事業の理解度」「業務遂行能力」「行政との責任分担」については問題ないかなと思います。よろしいでしょうか。

次に、「企画内容」ですけれども、「実現可能性」「サービスの質」「コスト削減」「地域の活性化」「独自性」「官民の役割分担」については、実施方法は実際の実務に基づいてのご提案ですので、問題ないかなと思います。

ポイントは、多分、川村委員がおっしゃっていた「費用対効果」「実効性」というところだと思います。新たな提案の追加ということで、1路線当たり60,000円でやられるということについて、具体的な効果は期待できるのか、それが妥当なのかどうかということです。最終的にはプロポーザル等での審査ということになるのですが、そういうものも含めてプロポーザルをかけるに値するかどうかというところを議論していく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

(川村委員)

計算すると、平均300メートルが20路線ということは、6キロですね。6キロ歩いて目視と言っていましたけれども、僕の足でも2時間で6キロ歩けると思うんですね。それがこの金額です。自主後退協力要請業務に付随して、そういう路線を見るときに一緒に見て回ります、併せて市民から要望があったとか、担当課から話のあったところはもちろん見て回りますという提案だとすれば、ストンと落ちるんですけども。これを単独でやるのはちょっとどうなのかなと思います。一緒にやってもらいたいかなと思うんですけどね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

委員が言われるように、現在の狭あい道路事業の業務を行う中で点検を行う方が効率的だと思います。先ほどの業者は業務をやっている、十分状況を知っている、あそこがどうだ、こうだというのはあると思うんです。「ここに穴があいているよ」、「よくあくよ」ということも知っている社員は結構いるはずですよ。委員が言われるように狭あい道路事業のエリアも含めて、大体20路線にするのがいいと思います。6キロの120万円は、確かに高いです。ですから、そこはこれから、回っている中でエリアを決めて、その中でやってくれという形に調整していこうとは思っております。

(川村委員)

では、自主後退事業とセットだという考え方でいいですね。

(事務局) (道路管理課 岩澤課長)

私もそう思っています。無駄に歩くのではなくて、ついでに歩いているわけですから。事業が採択されましたら、その辺はうまく調整していきます。

(藏田委員長)

積算の部分は多少改善をしていただくというか、公募の段階で、最終的なその部分の数量なり、仕様なり、性能を決めなければいけないと思います。それも一応クリアされることを条件としてというか、クリアされるということを期待してということですね。

では、そういうことで、独自の提案、業務実態に基づいての提案でもありますし、行政と民間の役割分担をしっかりと理解されてのご提案ということで、全て採択をするというところで結論づけさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、議題（４）民間委託化事業の委員会採択に進みます。

「議題４ 民間委託化事業の委員会採択」

(藏田委員長)

各提案についての採択・不採択の決定をしたいと思います。最終結論をする前に一応確認をします。確認した上で、改めて最終結論としたいと思います。

まず、①提案４については、３項目あるうちの２項目のみ採択ということで、条件付採択とします。

②提案２については全部採択です。

③提案３と④提案１と⑤提案５については不採択ということです。

⑥提案６については採択です。

ということでよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(藏田委員長)

理由については今までも説明したのでいいですかね。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

それで大丈夫です。

(藏田委員長)

では、これまでの議論に基づきまして、結論を繰り返します。

①提案４については条件付採択。②提案２については採択。③提案３については不採択。④提案１については不採択。⑤提案５については不採択。⑥提案６については採択ということで、委員会の意見としてまとめさせていただきます。

「議題5 その他」

(藏田委員長)

それでは本日の議題は以上となりますが、事務局から「その他」、何かありますでしょうか。

(事務局) (渡邊副主査)

今後の予定ですが、本日の審査結果に基づき、8月に市議会に報告を行い、9月に行政改革推進本部に諮り、採択事業の決定を行う予定です。

採択された事業につきましては、12月議会で債務負担行為の設定の議決をもらった後に事業企画提案募集という流れとなります。

なお、予算要求の手続きと並行して、事業所管課は公募書類の作成という手続きとなり、本委員会において、募集要項の審議を行うこととなります。第2回委員会につきましては11月から12月の開催を予定しており、詳細につきましては、開催通知にてご案内させていただきます。

なお、事前に御案内させていただいておりますが、本日お車でお越しの方は事務局にて確認印を押させていただきますので、委員会終了後お声がけください。事務局からは以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。委員の皆様から他に何かございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして平成29年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会を終了いたします。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、また長時間にわたりご出席いただき、誠にありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 松戸 康彰